

2024

障害福祉制度のあらまし



辰年



厚木市

ふれあいをももて

厚木市市民福祉部 障がい福祉課

☎046-225-2221 (代表) ☎046-224-0229

〒243-8511 厚木市中町3-17-17(市役所第二庁舎1階)

🕒8時30分～17時15分

12	相談
16	手帳
20	医療
23	手当・年金等
27	障害者自立支援制度
31	児童福祉法に基づく障害児支援
33	補装具・日常生活用具等
44	在宅援護
46	住宅
47	自動車・交通等
52	教育・保育
55	地域療育
56	就労・訓練
57	税・使用料の減免等
65	スポーツ・レクリエーション
66	その他
69	災害発生時の対策
74	団体
76	関係機関・施設等一覧表

はじめに

この「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて～」は、障がい児・者やその家族（介護者）が利用できる障害福祉サービスなどを紹介するものとなっています。紙面の都合上、最小限の内容で記載をしておりますので、詳しい内容につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

なお、冊子の内容は厚木市ホームページにも掲載しています。

この冊子が、障がい者やその御家族に活用され、日常生活における利便性の向上が少しでも図られれば幸いです。

申請時には個人番号（マイナンバー）が必要です。

医療費、手当、年金等の助成や給付等の申請書、届出書には、個人番号の記載が必要なものもあります。

そのような手続きの際は、窓口で、個人番号と身元の確認のため、次のような書類が必要です。

本人が申請する場合

個人番号カード(マイナンバーカード)

or

- ①個人番号が確認できる書類+②身元が確認できる書類
(※1) (※2)

代理人が申請する場合

- ①本人の個人番号が確認できる書類(※1)
+
②代理人の身元が確認できる書類(※2)
+
③代理権を確認するための書類(委任状など)

※1 個人番号が確認できる書類 個人番号が記載された住民票の写しなど

※2 身元が確認できる書類 運転免許証やパスポートなどの写真付身分証明書

(写真付身分証明書がない場合は、健康保険証と年金手帳など複数の書類が必要です。)

主な関係課機構図

課	係	電話	FAX
地域包括ケア推進課	福祉政策係	225-2200	221-1640
	在宅福祉推進係	225-2047	
福祉総合支援課	福祉相談係	225-2895	221-2205
	福祉サービス係	225-2220	
生活福祉課	経理給付係	225-2213	221-0289
	保護第一係	225-2211	
	保護第二係	225-2212	
	保護第三係	225-2891	
	保護第四係	225-2811	
障がい福祉課	障がい福祉係	225-2221	224-0229
	障がい給付係	225-2225	
	障がい者支援第一係	225-2247	
	障がい者支援第二係	225-2254	
介護福祉課	介護給付係	225-2240	224-4599
	介護認定係	225-2391	
	介護保険料係	225-2393	
国保年金課	国保管理係	225-2125	225-4645
	国保給付係	225-2120	
	国保保険料係	225-2123	
	国民年金係	225-2121	
	長寿医療係	225-2223	
こども育成課	こども政策係	225-2262	225-4612
	放課後こども係	225-2582	
保育課	保育認定・給付係	225-2231	221-0261
	保育施設係	225-2768	
	保育所（4所）		
子育て給付課	こども家庭支援係	225-2241	224-4599
	こども医療・手当係	225-2230	
こども家庭センター	こども保健第一係	225-2203	223-7066
	こども保健第二係	225-2597	
	こども相談係	225-2244	221-0291
	女性相談係	225-2953	
	子育て支援係	225-2922	223-1684
	発達支援係	225-2252	222-3460
教育指導課	教育指導係	225-2660	223-0089
	教育振興係	225-2675	
市民税課	税制係	225-2012	223-5792
	特別徴収係	225-2011	
	普通徴収係	225-2010	

■本書の用語表記について

- ・障害の「害」を次のように表記しています。法令等に基づくものや団体名等の固有名詞の場合は、「害」を（例：身体障害者福祉法、障害支援区分など）、それ以外の場合は「がい」で表記しています。
- ・「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

目次

相談

1	障がい福祉課	P12
2	神奈川県立総合療育相談センター	P12
3	神奈川県精神保健福祉センター	P12
4	神奈川県厚木児童相談所	P12
5	神奈川県厚木保健福祉事務所	P12
6	厚木市障がい者基幹相談支援センター ゆいはあと	P12
7	厚木市障がい者相談支援センター	P13
8	厚木市地域包括支援センター	P13
9	厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ	P14
10	民生委員・児童委員	P14
11	福祉まるごと相談	P14
12	福祉総合相談	P14
13	生活保護相談	P14
14	厚木公共職業安定所(ハローワーク厚木)	P14
15	神奈川県弁護士会	P14
16	神奈川県ライトセンター	P15
17	神奈川県聴覚障害者福祉センター	P15
18	神奈川県盲ろう者支援センター	P15

手帳

1	身体障害者手帳	P16
2	身体障害者障害程度等級表	P16
3	療育手帳	P16
4	療育手帳判定基準	P16
5	精神障害者保健福祉手帳	P16
6	精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準	P17

医療

1	自立支援医療（育成医療）	P20
2	自立支援医療（更生医療）	P20
3	自立支援医療（精神通院医療）	P20
4	心身障害者医療費助成事業	P21
5	後期高齢者医療制度 （後期高齢者医療保険）	P21
6	指定難病医療費助成	P21
7	小児慢性特定疾病医療費助成	P22
8	精神障害者入院医療援護金	P22
9	障がい者歯科診療	P22
10	精神科救急医療情報窓口 （神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市 協調体制）	P22

手当・年金等

1	厚木市心身障害者福祉手当	P23
2	特別障害者手当	P23
3	障害児福祉手当	P24
4	神奈川県在宅重度障害者等手当	P24
5	障害者介護手当	P24
6	特別児童扶養手当	P25
7	児童扶養手当	P25
8	障害基礎年金	P25
9	特別障害給付金	P26
10	心身障害者扶養共済制度	P26
11	外国籍障害者等福祉給付金	P26
12	産科医療補償制度	P26

障害者自立支援制度

1	障害福祉サービス	P28
	居宅介護	P28
	同行援護	P28
	重度訪問介護	P28
	行動援護	P28
	重度障害者等包括支援	P28
	自立生活援助	P28
	施設入所支援	P28
	共同生活援助（グループホーム）	P28
	短期入所	P29
	療養介護	P29
	生活介護	P29
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	P29
	就労移行支援	P29
	就労継続支援	P29
	就労定着支援	P29
2	地域相談支援	P29
3	計画相談支援	P29
4	地域生活支援事業	P30
	移動支援事業	P30
	地域活動支援センター事業	P30
	日中一時支援事業 ほか	P30

児童福祉法に基づく障害児支援

1	障害児通所支援	P32
	児童発達支援	P32
	居宅訪問型児童発達支援	P32
	放課後等デイサービス	P32
	保育所等訪問支援	P32

2	障害児相談支援	P32
3	障害児入所支援	P32

補装具・日常生活用具等

1	補装具費の給付	P33
2	日常生活用具の給付	P34
3	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	P43
4	生活福祉資金（福祉用具等の購入に必要な経費）の貸付	P43
5	家具転倒防止器具設置事業	P43
6	身体障がい者補助犬の給付	P43
7	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	P43

在宅援護

1	手話通訳者の派遣	P44
2	要約筆記者の派遣	P44
3	手話通訳者設置事業	P44
4	盲ろう者通訳・介助員の派遣	P44
5	重度障がい児メディカルショートステイ事業	P44
6	重度障がい者訪問看護支援事業	P44
7	重度身体障がい者訪問入浴サービス事業	P44
8	在宅福祉理髪サービス事業	P45
9	重度身体障がい者寝具乾燥消毒事業	P45
10	緊急通報システム事業	P45
11	住宅用火災警報器取付け支援	P45
12	厚木あんしんセンター （日常生活自立支援事業）	P45
13	車いすの貸出し	P45
14	愛の一声ごみ収集事業	P45

住宅

1	住宅設備改善に対する助成	P46
2	障がい者グループホームの家賃助成	P46
3	生活福祉資金（住居の増改築等に必要な経費）の貸付	P46
4	市営住宅の入居優遇	P46

自動車・交通等

1	自動車運転訓練に対する助成	P47
2	自動車改造に対する助成	P47
3	生活福祉資金（障がい者用自動車購入に必要な経費）の貸付	P47
4	自動車ガソリン購入券	P48
5	福祉タクシー利用券	P48
6	運賃の割引（タクシー・バス・JR・私鉄等・航空・フェリー）	P49 P50
7	障害者施設等通所交通費一部助成	P50
8	有料道路通行料金の割引	P50
9	自動車運転免許取得のための安全運転相談	P51
10	福祉有償運送	P51
11	駐車禁止除外指定車	P51

教育・保育

1	就学相談・就学指導	P52
2	特別支援学級	P52
3	特別支援学校（県立）	P52
4	通級指導教室	P53
5	特別支援教育就学奨励費	P53
6	学校等訪問看護支援事業	P53

地域療育

1	療育相談センター「まめの木」	P55
2	地域支援事業	P55

就労・訓練

1	職業紹介	P56
2	職業訓練	P56
3	たばこ小売販売業の許可申請	P56
4	障がい者雇用奨励交付金	P56
5	就労相談	P56

税・使用料の減免等

1	所得税および個人住民税の障害者控除	P57
2	個人住民税の障害者非課税	P58
3	相続税の障害者控除 贈与税等の非課税	P58
4	個人事業税の障害者非課税または減免	P58
5	自動車税または軽自動車税の種別割および自動車税または軽自動車税の環境性能割の減免	P58 ～ P61
6	住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税（家屋）減額措置	P62
7	水道料金の減免	P62
8	厚木市営自転車等駐車場駐車料の減免	P62
9	厚木市ふれあいプラザ利用料金の免除	P63
10	厚木市荻野運動公園プール使用料の免除	P63
11	厚木市子ども科学館プラネタリウム観覧料の免除	P63
12	身体障がい者補助犬の登録手数料、 狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	P63
13	N T T電話番号案内料の免除	P64
14	N H K放送受信料の免除	P64

スポーツ・レクリエーション

1	厚木市障がい者体育大会	P65
2	神奈川県障害者スポーツ大会	P65
3	神奈川県精神障害者スポーツ大会	P65
4	全国障害者スポーツ大会	P65
5	神奈川県福祉バス「ともしび号」	P65
6	障害者更生センター等	P65

その他

1	郵便等による不在者投票(郵便投票)	P66
2	選挙の際の代理投票・点字投票	P66
3	聴覚・音声言語障がい者用110番アプリシステム	P66
4	聴覚・音声言語障がい者用「F A X 110番」通報システム	P66
5	聴覚・音声言語障がい者用「N E T 119」緊急通報システム	P67
6	聴覚・音声言語障がい者用F A X「119」番通報	P67
7	点字広報・音声広報の配布	P67
8	点字・点訳サービス	P67
9	点字指導	P67
10	音声訳サービス	P67
11	図書館利用サービス	P67
12	介護マークの配布	P68
13	救急医療情報セットの配布	P68
14	ニュー福祉定期貯金	P68
15	障がい者等のマル優 (少額預金等の利子非課税)	P68
16	携帯電話基本使用料等割引	P68
17	青い鳥郵便はがきの無償配付	P68

災害発生時の対策

1	避難行動要支援者避難支援計画	P69
2	災害用ベストの配布	P69
3	災害時等における 蓄便袋・蓄尿袋の保管	P69
4	広域避難場所・ 指定緊急避難場所・指定避難所	P70
5	災害時等における要支援者等の緊急受 入れ施設	P72

団体

1	障がい者団体	P74
2	障がい者ボランティア団体	P75

関係機関・施設等一覧表

1	関係機関	P76
2	特別支援学校(県立)	P76
3	サービス提供事業所	P76

知っていますか？ 障がいに関するマーク



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

※自動車用品を販売している店等で購入できます。

※個人の車に表示することは、マーク本来の趣旨とは異なります。障がいのある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。また、駐車禁止を免れる又は障がい者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。

※「国際シンボルマーク使用指針」

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

問合せ先 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 (JSRPD)

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 TEL. 03-5273-0601 FAX. 03-5273-1523



身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問合せ先 厚木警察署管内交通安全協会 TEL. 046-221-0371



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL. 03-5253-1111(代) FAX. 03-3503-1237



聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。なお、聴覚に障がいのある方が自動車を運転するときは、聴覚障がい者標識を付け、ワイドミラーを付けなければなりません。

問合せ先 厚木警察署管内交通安全協会 TEL. 046-221-0371



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークで、耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。このマークを見たり表示された場合は、「相手が聞こえにくい」「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などにご協力をお願いします。

問合せ先 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

TEL. 03-3225-5600 FAX. 03-3354-0046



みんなのトイレ

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、障がい者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレとして、「みんなのトイレ」を定めています。
車いすの方、高齢者の方、子ども同伴の方、オストメイトの方などが気兼ねなく、使いやすいように設置しています。
問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 TEL. 045-210-4804

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。
内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。
このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。
※シンボルマークの著作権は「特定非営利活動法人ハート・プラスの会」(TEL. 080-4824-9928)に帰属します。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。
問合せ先 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
TEL. 03-3221-6672 FAX. 03-5844-6294



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。
問合せ先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
TEL. 03-5291-7885 FAX. 03-5291-7886



障がい者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。このマークが企業側と障がい者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いいたします。
問合せ先 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター
TEL. 052-218-2154 FAX. 052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。
※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。
問合せ先 岐阜市福祉部障がい福祉課 TEL. 058-214-2138 FAX. 058-265-7613

障がいのある人への差別をなくし みんなが暮らしやすい社会を！

障がいがあることで、障がいのない人とは違う扱いをされて困ったこと、いやな思いをしたことはありませんか？

障がい者への不当な差別をなくし、障がいのある人もない人も暮らしやすい社会づくりを目指していくために、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

差別とは「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」です。

不当な
差別的
取扱い

「障がいがある」という理由だけでサービスの提供をしなかったり、障がいのない人にはつけない制限をつけたりすること。

※ほかに方法がない場合は「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

合理的
配慮を
しないこと

情報を伝えるときや何かをするときに、その人の障がいに合った必要な工夫をしないこと。

※その工夫のためにたくさんのお金や時間がかかる場合は、「合理的配慮をしないこと」にならないこともあります。

差別解消のための対応例

ケース 1 役所の窓口で…

障がいがあることを理由に、対応の順序を後回しにされた…

⇒こんな対応が求められます

後回しにする正当な理由がないので、障がいのない人と同じ正しい順番での対応をする。

ケース 2 アパートを契約するとき…

子どもOKのアパートなのに子どもに障がいがあることを伝えると、それを理由にアパートを貸してくれなかった…

⇒こんな対応が求められます

アパートを貸さない正当な理由がないので、アパートを貸す。

ケース 3 入学試験で…

障がいによってペンで文字が書けないことを理由に、試験を受けさせてもらえなかった…

⇒こんな対応が求められます

パソコン入力での回答や、読み上げ機能を使えば受験できるので、それらの使用を許可する。

ケース 4 災害時の避難所で…

聴覚障がいの人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった…

⇒こんな対応が求められます

文字に書く、手話で伝える、モニターに映すなど、聴覚障がいの人にも必要な情報が伝わるよう工夫する。

あつぎメールマガジン

厚木市では、防災情報や子育て情報などを、電子メールを利用して発信しています。電子メールを受信できるパソコン・スマートフォン・携帯電話があれば、だれでも、どこでも、無料（通信料は自己負担）でご利用いただけるサービスです。ぜひ、ご利用ください。

厚木市のメールマガジン一覧

1 あつぎエコマガ (eco style mail magazine) 環境に関するお知らせ、イベント情報、節電関連のお知らせ、エコ生活のヒントなどを配信。	6 すこやか赤ちゃん通信 毎月15日、乳幼児の子育てに関する情報を配信。
2 ケータイSOSネット 「安心安全のまち」に関連した防犯情報や緊急時にSOS情報などを配信。	7 光化学スモッグ・PM2.5注意情報 光化学スモッグやPM2.5の発生状況をお知らせ。
3 防災行政無線情報 防災行政無線で放送した内容をお知らせ。防災情報のほか、光化学スモッグ情報、行方不明者情報なども配信。	8 ゲートキーパーフォローアップ講座こころのひだまり通信 毎月15日、自殺対策の普及啓発やストレス解消法・こころのセルフケア等、メンタルヘルスに関する情報を配信。
4 テニスコート情報 市営テニスコート（荻野、厚木、南毛利、猿ヶ島、若宮）の空き情報・その他、スポーツ施設情報を配信。	9 健康UP!マガジン 毎月10日、日々の健康のアドバイスや、健（検）診のお知らせ、健康ポイントなどの情報を配信。
5 厚木市子ども科学館ニュース 季節にあった天体現象の案内や見どころ、子ども科学館で開催する各種イベント情報などを配信。	10 選挙のお知らせ 選挙期日、期日前投票期間及び場所などの選挙情報を配信。

登録はこちらから！



※ 迷惑メール対策の設定をしている方は、「info@city.atsugi.kanagawa.jp」のメールアドレスを受信できるよう設定してください。

パソコン・スマートフォン

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/online/7/11006.html

主な障がい程度別該当事業一覧

(他の事業については目次を参照してください)

		医療					手当・年金等								補装具・日常生活用具								
		自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	心身障害者医療費助成	後期高齢者医療制度	厚木市中心身障害者福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	神奈川県在宅重度障害者等手当	障害者介護手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害基礎年金	心身障害者扶養共済制度	補装具費の給付	日常生活用具の給付	家具転倒防止器具の設置					
		P20	P20	P20	P21	P21	P23	P23	P24	P24	P24	P25	P25	P25	P26	P33	P34	P43					
障がい種別	所得制限程度	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×					
	障がい種別																						
身体障がい	視覚	1	○	○	△	△	△	△	△	△		○	△	△	○	△	△	△					
		2	○	○	△	△	△	△	△	△		○	△	△	○	△	△	△					
		3	○	○	△	△	△	△				○		△	○	△	△						
		4	○	○	△			△				△		△		△	△						
		5	○	○	△									△		△	△						
		6	○	○	△									△		△	△						
	聴覚・平衡	2	○	○	△	△	△	△	△	△		○	△	△	○	△	△	△					
		3	○	○	△	△	△	△				○		△	○	△	△						
		4	○	○	△			△				△		△		△	△						
		5	○	○	△									△		△	△						
		6	○	○	△									△		△	△						
	音声・言語 そしゃく	3	○	○	△	△	△	△				○		△	○	△	△						
		4	○	○	△		△	△				△		△		△	△						
	肢体不自由	1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△	△					
		2	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△	△					
		3	○	○	△	△	△	△				○		△	○	△	△						
		4	○	○	△		△	△				△		△		△	△						
		5	○	○	△									△		△	△						
		6	○	○	△									△		△	△						
内部	1	○	○	△	△	△	△	△	△		○	△	△	○	△	△	△						
	2	○	○	△	△	△	△	△	△		○	△	△	○	△	△	△						
	3	○	○	△	△	△	△				○		△	○	△	△							
	4	○	○	△			△				△		△		△	△							
知的障がい	IQ20以下	A1			△	△	△	△	△	△	○	△	△	○		△							
	IQ21～35	A2			△	△	△	△	△	△	○		△	○		△							
	IQ36～50	B1			△	△					△		△	○									
	IQ51～75	B2			△			△			△		△	○									
精神障がい	1			△	△	△	△	△	△		△	△	△	○		△							
	2			△		△	△						△	○									
	3			△									△	△									
備考		18歳未満	18歳以上	△該当ページを参照	障がい者 △65歳未満で認定を受けた	△65歳から74歳までの障がい者で左の助成を受けている方も申請可	△該当ページを参照	△重複若しくは同程度の障がい	△一部該当	重複障がい者等	△65歳未満で認定を受けた重度	△一部該当	△一部該当	20歳未満の障がい児を養育する者	△一部該当	状態にある父又は母	政令で定める程度の障がいの	△国民年金法の障害等級1級・2級	者の扶養者 △一部該当	65歳未満で将来独立困難な障がい	△該当ページを参照	△該当ページを参照	△重度障害者のみの世帯等

	在宅援護					住宅		自動車・交通								税・使用料の減免等					その他							
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	盲ろう者通訳・介助員の派遣	入浴サービス事業	理髪サービス事業	寝具乾燥消毒事業	緊急通報システム事業	住宅設備改善に対する助成	自動車運転訓練に対する助成	自動車改造に対する助成	の交付	自己	家族	福祉タクシー利用券の交付	タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	鉄道運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	駐車禁止除外指定車	障害者控除	所得税・個人住民税の障害者非課税	個人住民税の障害者非課税	環境性能割の減免	(軽)自動車税種別割・水道料金の減免	の免除	NHK放送受信料	110番通報	119番通報
	P44	P44	P44	P45	P45	P45	P45	P47	P47	P48	P48	P48	P49	P49	P49	P49	P50	P51	P57	P58	P58	P62	P64	P64	P66	P67		
所得制限程度	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
1		△	△	△	△	△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
2		△	△	△	△	△			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
3		△				△			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			
4		△											○	○	○	○	○	△	○	○	○		△	△	△			
5													○	○	○	○	○		○	○	○			△	△			
6													○	○	○	○	○		○	○	○			△	△			
2	○	△	△	△	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	
3	○	△				△			○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	
4	○	△											○	○	○	○	○		○	○	○		△	△	△	○	○	
1			△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
2			△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△			
3						△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△				
4							○					○	○	○	○	○	○		○	○	○	△	△					
A1				△		△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
A2				△		△				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
B1						△				△	△	○	○	○	○				○	○			△	△				
B2												○	○	○	○				○	○			△	△				
1				△								○	○	△	△	○		△	○	○	○	○	○	△	△			
2												○	○	△	○				○	○	○	○	△	△				
3												○	△		○				○	○	○		△					
			△重複障がい者で1級・2級	△自宅での入浴が困難な重度障がい者	△寝たきり状態等にある重度障がい者	△寝たきり状態等にある重度障がい者	△常時注意の必要な重度障がい者等	△対象要件あり。事前に要相談。	△下肢又は体幹機能障がい者	肢体不自由者	自己所有かつ自己運転(一部を除く)	視覚・じん臓は3級まで	△身体障害者手帳3級でIQ50以下	視覚・じん臓は3級まで	△身体障害者手帳3級でIQ50以下	△一部該当	△一部該当	国内航空運賃・3歳以上	自己運転のみ	身体障害者手帳第2種の方は	△一部該当		△一部該当	△該当ページを参照	△非課税世帯	△障がい者が世帯主かつ契約者		

相談

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口にお問い合わせください。

①障がい福祉課

問 厚木市役所第二庁舎内
☎ 225-2221 / FAX 224-0229

障がい児・者の生活上の相談（障がい者差別に関する相談含む）に応じるとともに、関係機関と連絡をとり、各種の福祉制度の総合窓口になります。また、障がい児・者援護施設への入所、在宅指導などの福祉についての相談・指導を行います。

②神奈川県立総合療育相談センター

問 ☎ 0466-84-5700(代) / FAX 0466-80-1901

・18歳以上の方の身体障がい・知的障がいに関する相談・判定(予約制)

- ① 身体障がい者の補装具・更生医療の相談および判定
- ② 療育手帳の障がい程度の判定

相談の方法

手続きは、厚木市障がい福祉課を経由して行ってください。相談等は、センター(藤沢市亀井野)まで来所いただくこととなります。詳しくは厚木市障がい福祉課にお問合わせください。

補装具巡回相談

毎月1回火曜日(日時は、厚木市障がい福祉課へお問合わせください)

海老名市立わかば会館

海老名市中新田383-1 ☎ 235-2700/FAX 235-2800
予約制のため、必ず前日までに厚木市障がい福祉課(☎ 225-2254/FAX 224-0229)にお申込みください。

・18歳未満のお子さんの専門的な療育相談および支援(予約制)

- ① 診療(診察、機能訓練、心理検査)
- ② 重症心身障がいのあるお子さん等の短期入所

受診および相談の方法

予約制のため、電話でお問合わせください。

①は外来受付 ☎ 0466-99-8711 (直通)

②は療育課 ☎ 0466-99-0221 (直通)

③神奈川県精神保健福祉センター

問 ☎ 045-821-8822(代) / FAX 045-821-1711

精神保健および精神障がい者の福祉に関する総合的な地域精神保健福祉活動の拠点となる機関として、各種の相談および地域支援等を行う機関です。

相談時間

こころの電話相談

電話番号、相談時間は変更になる場合がありますので、県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531127/>



依存症電話相談：☎ 045-821-6937

月曜 午後1時30分～午後4時30分

(祝日・年末年始を除く)

依存症面接相談：☎ 045-821-8822(代)

(予約電話 平日 午前8時30分～午後5時15分)

金曜 午前9時～午後4時30分

(祝日・年末年始を除く)

自死遺族電話相談：☎ 045-821-6937

水曜・木曜 午後1時30分～午後4時30分

(祝日・年末年始を除く)

ピア電話相談：☎ 045-821-6801

金曜 午後1時30分～午後4時30分

(祝日・年末年始を除く)

④神奈川県厚木児童相談所

問 ☎ 240-6430 / FAX 297-5198

18歳未満の児童についての相談・援助および里親制度の推進を行う機関です。

- ① 児童の心身の発達および障がいについての相談・判定
- ② 児童のしつけ・性格行動・非行などについての相談
- ③ 児童福祉施設への入所、里親などへの委託
- ④ 緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
- ⑤ 里親制度についての相談

⑤神奈川県厚木保健福祉事務所

問 ☎ 224-1111(代) / FAX 225-4146

地域における保健・医療・福祉の向上を図るため、専門的な相談や保健指導などを行う機関です。また、指定難病・小児慢性特定疾病にかかわる医療費助成の窓口になっています。

⑥厚木市障がい者基幹相談支援センター

ゆいはあと

問 厚木市中町1-4-1(厚木市保健福祉センター2階)

☎ 225-2904 / FAX 295-3410

厚木市の相談支援体制の中核的な役割を担い、地域の「厚木市障がい者相談支援センター」等に対し、地域に関する情報の提供や研修・事例検討等を実施し、地域の相談機関と連携します。

相談時間 (電話相談可)

平日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日・年末年始を除く)

緊急相談(夜間、休日等の生命に関わる緊急時)

☎ 080-6627-7303

障がい者交流事業(四葉亭)

あつぎ市民交流プラザで、交流スペースを開設しています。相談もお受けします(電話相談は不可)。会場等の確認は、ゆいはあとに御問合わせください。
第1日曜・第4土曜 午後3時～7時

①厚木市障がい者相談支援センター

障がいのある方が地域で安心した生活を営むことができるように、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談を受けます。また、障害福祉サービス等の利用援助、関係機関の紹介や調整など、本人やその家族の意向を確認しながら個別の支援を行います。

相談時間 (電話相談可)

平日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始を除く)

厚木障がい者 相談支援センター ハートラインあゆみ (厚木地区)	〒243-0018 厚木市中町4-6-11 山口ビル201 ☎ 259-5713/FAX 259-5714
睦合南障がい者 相談支援センター さんぼみち (睦合南地区)	〒243-0815 厚木市妻田西1-17-30 ☎ 204-4655/FAX 204-4656
荻野障がい者 相談支援センター あつあい相談支援事業所『ここ から』 (荻野地区)	〒243-0204 厚木市鳶尾2-25-10 ☎ 281-7908/FAX 281-7655
南毛利障がい者 相談支援センター ちいさな世界 (南毛利地区)	〒243-0032 厚木市恩名1-5-7 第二栄光ビル301 ☎ 205-4307/FAX 205-4308
小鮎・玉川障がい者 相談支援センター 相談支援事業所すぎな (小鮎・緑ヶ丘地区、玉川・森の里地区)	〒243-0125 厚木市小野2136 ☎ 247-7111/FAX 248-8608
依知障がい者 相談支援センター いっぼ (依知地区)	〒243-0804 厚木市関口831-1 ☎ 280-4875/FAX 280-4876
睦合障がい者 相談支援センター あつあい相談支援事業所『から ふる』 (睦合地区)	〒243-0211 厚木市三田1-4-16 グリーンコーポ小林102 ☎ 281-7909/FAX 242-8650
相川・厚木南障がい者 相談支援センター 相談支援事業所 立志 (相川・南毛利南地区、厚木南地区)	〒243-0035 厚木市愛甲1-9-18 グランデュール102号 ☎ 265-0711/FAX 265-0711

⑧厚木市地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の方々を、介護・福祉・健康・医療などのさまざまな面で総合的に支えるための機関です。

相談時間 (電話相談可)

平日 午前8時30分～午後5時15分
土曜 午前8時30分～正午
(祝日・年末年始を除く)

厚木地域 包括支援 センター	〒243-0018 厚木市中町3-18-5 ソーケン本厚木ビル 401号室 ☎ 297-2970 FAX 297-2900	松枝・元町・ 東町・寿町・ 水引・厚木 町・中町・栄 町・田村町・ 吾妻町・厚木 の一部
厚木南地域 包括支援 センター	〒243-0014 厚木市旭町2-3-13 ☎ 258-6705 FAX 258-6709	幸町・泉町・ 厚木の一部・ 旭町・南町・ 岡田団地・船 子の一部・温 水の一部
依知地域 包括支援 センター	〒243-0804 厚木市関口831-1 ☎ 246-0108 FAX 265-0128	上依知・猿ヶ 島・山際・下 川入・関口・ 中依知・下依 知・金田
睦合地域 包括支援 センター	〒243-0217 厚木市三田南2-1-1 山口ビル101号室 ☎ 297-7338 FAX 297-7340	棚沢・三田・ 三田南1丁目～ 3丁目・及川・ 林・王子1丁目
睦合南地域 包括支援 センター	〒243-0812 厚木市妻田北4-3-8-101 ☎ 294-1380 FAX 294-1381	妻田・妻田 南・妻田北・ 妻田東・妻田 西・三田南1丁 目の一部
荻野地域 包括支援 センター	〒243-0204 厚木市鳶尾2-25-10 ☎ 241-5780 FAX 242-6188	上荻野・まつ かげ台・みは る野・中荻 野・下荻野・ 鳶尾
小鮎・緑ヶ丘 地域 包括支援 センター	〒243-0041 厚木市緑ヶ丘2-2-12 グリーンヒルズ1階 ☎ 204-8181 FAX 204-8138	飯山・飯山 南・上古沢・ 下古沢・宮の 里・緑ヶ丘・ 王子2丁目～3 丁目
玉川・森の里 地域 包括支援 センター	〒243-0125 厚木市小野2240-1 ☎ 250-9091 FAX 247-1266	七沢・小野・ 岡津古久・森 の里
南毛利地域 包括支援 センター	〒243-0039 厚木市温水西2-27-38 カーネーションパーク1階 ☎ 250-1108 FAX 250-1105	愛名・毛利 台・戸室・恩 名・温水・温 水西・長谷
相川・南毛利南 地域 包括支援 センター	〒243-0027 厚木市愛甲東1-1-19 ☎ 220-0643 FAX 220-0645	船子・愛甲・ 愛甲東・愛甲 西・岡田・酒 井・戸田・下 津古久・上落 合・長沼

⑨厚木市権利擁護支援センター

あゆさほ

問 厚木市中町1-4-1(厚木市保健福祉センター4階)
(厚木市社会福祉協議会内)
☎ 225-2939 / FAX 225-3021

- 成年後見制度に係る権利擁護支援の相談に応じ、関係機関などと連携を図り、支援します。
 - 高齢者・障がい者への虐待に関する通報・届け出を受け付けし、関係機関と連携して適切に対応します。午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- ※ 虐待に関する通報は、次の番号でも受け付けます。厚木市役所 ☎ 223-1511 24時間受付

⑩民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談や援助を行っています。

※各区域担当の民生委員・児童委員の氏名・連絡先等については、地域包括ケア推進課(☎ 225-2200/FAX 221-1640)にお問い合わせください。

⑪福祉まるごと相談

問 厚木市社会福祉協議会(厚木市保健福祉センター5階)
☎ 225-2947・225-2949 / FAX 225-3036

社会福祉協議会職員が日常生活の中での福祉に関する困りごとや、どこに相談したらよいかわからない悩みなどの相談に応じます。

相談時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

⑫福祉総合相談

問 福祉総合支援課 ☎ 225-2895 / FAX 221-2205

福祉に関する「どこに相談すればいいのかわからない」「どうすれば解決するのかかわからない」、さまざまな困りごとや生活に関する不安を相談員が伺い、解決に向けて相談者に寄り添いながら総合的に支援します。

⑬生活保護相談

問 生活福祉課 ☎ 225-2211 / FAX 221-0289

障がいや傷病などにより働くことができず、生活に困窮している方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を支援する制度です(支給される保護費は、世帯の状況によって異なります)。

生活に困っている場合、まずはご相談ください。

⑭厚木公共職業安定所(ハローワーク厚木)

問 ☎ 296-8609(部門コード45#) / FAX 223-2016

担当の職業指導官および職業相談員、精神障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーターが、就職の相談から就職後のアフターケアなど、職業紹介・相談を行っています。

⑮神奈川県弁護士会

① 横浜駅西口法律相談センター ☎ 045-620-8300

利用方法 電話で予約の上、面談で相談

受付時間

月・火・木・金曜 午前9時30分～午後5時
水曜 午前9時30分～午後8時45分
土・日曜 午前9時30分～午後3時30分

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビル4階

② 小田原法律相談センター ☎ 0465-24-0017

利用方法 電話で予約の上、面談で相談

受付時間 平日 午前9時30分～午後5時

所在地 小田原市本町1-4-7

朝日生命小田原ビル1階

③ 海老名法律相談センター ☎ 046-236-5110

利用方法 電話で予約の上、面談で相談

受付時間 平日 午前10時～午後零時30分
午後1時30分～午後5時

所在地 海老名市めぐみ町6-2

海老名市商工会館2階

④ 成年後見センター「みまもり」 ☎ 045-211-7720
判断能力が不十分な高齢者や障がい者、ご家族・支援者の成年後見等の相談にワンストップで対応します。20分間の無料電話相談、地域の弁護士による面談・出張相談等を行っています。

受付時間 平日 午前9時30分～午後4時30分
(正午から午後1時を除く)

⑩神奈川県ライトセンター

問 横浜市旭区二俣川1-80-2 ☎ 045-364-0023(代)

視覚障がい者やその家族を対象に、日常生活に必要な各種相談・指導に応じます(歩行、点字など)。

開館時間 午前9時～午後5時30分

利用方法 電話で予約してください。

⑪神奈川県聴覚障害者福祉センター

問 藤沢市藤沢933-2

FAX 0466-27-1225/ ☎ 0466-27-1911

メール soudan@kanagawa-wad.jp

聴覚障がい児・者やその家族を対象に、日常生活に必要な各種相談・指導に応じます(療育、補聴器、手話など)。

開館時間 火～土曜 午前9時～午後9時

日曜 午前9時～午後5時

(月・祝日を除く)

利用方法 電話・FAXで予約してください。

⑫神奈川県盲ろう者支援センター

問 藤沢市藤沢933-2

(神奈川県聴覚障害者福祉センター内)

☎ 0466-90-5727/FAX 0466-90-5727

メール moro-sodan@kanagawa-wad.jp

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)ご本人やご家族などから、コミュニケーション・支援等に関する相談に応じます。

①面接相談

利用方法 電話・FAX・メールで事前に予約してください。

相談時間 (1) 火～土 午前9時～11時、午後1時～3時

(2) 火～金 午前9時～11時、午後1時～3時

相談場所 (1) 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

(藤沢市藤沢933-2)

(2) 神奈川県横浜西合同庁舎6階

(横浜市西区岡野2-12-20)

②電話相談

相談時間 火～土 午前9時～11時、午後1時～3時

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。不動産や預貯金等の財産を管理したり、障害福祉サービスの利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、これらのことを自分で適切に判断し行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい被害にあう恐れもあります。判断能力が不十分な方が契約行為や財産管理をする時などに、不利益が生じることがないように本人の権利や財産を守り、意思決定や生活を支援する制度です。

例えば・・・

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 日常的な金銭管理に支援が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 年金・手当等の受取手続が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借契約の手続が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 高額な買物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。 |
| <input type="checkbox"/> 不動産処分や定期預金の解約手続などが必要。 |
| <input type="checkbox"/> 借金の整理、ローンの返済が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 遺産分割(相続を受ける)手続が必要。 |
| <input type="checkbox"/> 親族や親族以外から財産侵害がある。 |
| <input type="checkbox"/> 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。 |

このようなときは、厚木市権利擁護支援センター あゆさぽ (☎ 225-2939/
FAX 225-3021) にご相談ください。

手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。※各種手帳は、紙形式かカード形式のどちらかを選択できます。

①身体障害者手帳

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221/FAX 224-0229

対象 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そして機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方

内容 身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

⇒次の場合には、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名が変わったとき。
- ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき。
- ③ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき。
- ④ 障がいの程度が変化したときや、新たに障がいが増えたとき。
- ⑤ 手帳が不要になったとき。

必要なもの

- 指定医師による診断書
- 写真1枚(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽・白黒可)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)
- 身体障害者手帳(現在お持ちの方)

* 指定医師は障がい福祉課(☎ 225-2221/FAX 224-0229)にお問い合わせください。

②身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号 P18～P19を参照してください。

③療育手帳

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221/FAX 224-0229

対象 児童相談所または総合療育相談センターで知的障がいと判定された方

内容 児童相談所または総合療育相談センターが知的障がいの判定を行うことにより、さまざまなサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

⇒次の場合には、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名が変わったとき。
- ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき。
- ③ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき。
- ④ 障がいの程度が変更になったとき。
- ⑤ 手帳が不要になったとき。
- ⑥ 手帳の有効期限が近づいたとき。

必要なもの

- 写真1枚(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽・白黒可)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)
- 療育手帳(現在お持ちの方)

④療育手帳判定基準

障がい程度	判定の基準
最重度	A1 ① 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「指数」という。)が、おおむね20以下のもの ② 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級(以下「障害等級」という。)の1級、2級または3級に該当するもの
重度	A2 ① 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの ② 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級または3級に該当するもの
中度	B1 ① 指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの
軽度	B2 ① 指数がおおむね51以上75以下のもの ② 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所(横浜市・川崎市・相模原市を除く。)または県立総合療育相談センターの長が認めたもの

※旅客運賃割引の第1種とはA1・A2、第2種とはB1・B2

⑤精神障害者保健福祉手帳

問 障がい福祉課 ☎ 225-2247/FAX 224-0229

対象 精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6か月以上経過しており、かつ、その症状等が持続しているか、精神障がいを支給事由とする障害年金または特別障害給付金を受給していることが必要です。

内容 一定の精神障がいの状態にある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。有効期間は2年間です。

⇒次の場合には、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名が変わったとき。
- ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき。
- ③ 手帳の有効期限が近づいたとき(有効期限の3か月前から手続きができます)。
- ④ 障がいの程度が変化したとき。
- ⑤ 手帳が不要になったとき。

必要なもの

○精神障がいを支給事由とする障害年金等を受けている方(障害年金等で申請された場合、年金等の等級で障害者手帳が交付されます)

- 障害年金証書または特別障害給付金受給資格者証の写し
- 直近の年金振込通知
- 写真1枚(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽・白黒可。お持ちの障害者手帳に写真添付されていたら省略可能です)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)
- 精神障害者保健福祉手帳(現在お持ちの方)
- * 今までに障害年金等証書で申請をしている方でマイナンバーでの照会に同意される場合は、障害年金証書・年金振込通知は不要です。

○障害年金を受けていない方

- 精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6か月を経過したもの)
- 写真1枚(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽・白黒可。お持ちの障害者手帳に写真添付されていたら省略可能です)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)
- 精神障害者保健福祉手帳(現在お持ちの方)

⑥ 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障がい等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

高次脳機能障がいを知っていますか？

高次脳機能障がいとは、病気やケガで脳が損傷を受けて、**認知機能（記憶、注意、遂行機能など）の低下**や**社会的行動障がい**等によって日常生活、社会生活に支障がある状態です。



頭のケガや病気のあとに、このような症状が見られたら
高次脳機能障がいかもしれません

注意障がい

注意を向けること、維持することが困難

- たとえば
- 気が散りやすい
 - 2つのことを同時にできない
 - 勉強や仕事に集中できない

社会的行動障がい

行動や感情をコントロールできない

- たとえば
- 些細なことで怒ってしまう
 - 語気を荒げてしまう
 - 1つのことにこだわりやすい
 - やる気がない、元気がない

記憶障がい

新しいことを記憶することが困難

- たとえば
- 新しいことを覚えられない
 - 約束を忘れてしまう
 - 自分で話したことを覚えていない

易疲労（いひろう）

ちょっとしたことでもすぐに疲れてしまう

- たとえば
- 一日中、ボーとしていることが多い
 - 疲れやすい、すぐ眠くなる

遂行機能障がい

段取りよく行動することが難しい

- たとえば
- 家事などを計画的にこなせない
 - 間違いの修正が難しい
 - 計画の変更ができない

処理速度低下

今までスムーズにできていたのに、時間がかかるようになった。

- たとえば
- 仕事の能率が落ちた

高次脳機能障がいの相談機関

〈高次脳機能障がいに関する全般的相談〉
神奈川県総合リハビリテーション支援センター
(高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関)
〒243-0121 厚木市七沢516
神奈川リハビリテーション病院内
TEL:046-249-2612 FAX:046-249-2515

〈新規雇用・復職、就労中の人々の相談〉
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
「神奈川障害者職業センター」
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1
TEL:042-745-3131 FAX:042-742-5789

〈就労継続支援B型事業所〉
高次脳機能障害ピアサポートセンター「スペースナナ」
〒243-0035 厚木市愛甲1-18-14 柏柳ビル1階
TEL:046-290-0221 FAX:046-250-6622

〈就労支援・雇用に関する相談〉
神奈川県障害者雇用促進センター
〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
かながわ労働プラザ5階
TEL:045-633-6110 FAX:045-633-5405

〈家族会〉
NPO法人 脳外傷友の会ナナ
TEL:046-249-2020 FAX:046-247-2433
※脳外傷友の会ナナが開設する高次脳機能障がいとその家族を支援するサポートセンターとして「スペースナナ」があります。

〈その他の相談窓口〉
厚木市障がい者基幹相談支援センターゆいはあと
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
(厚木市保健福祉センター2階)
TEL:046-225-2904 FAX:046-295-3410

ひとりで抱え込まず、
まずはご相談ください。



身体障害者障害程度等級表【身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号】

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ普通話語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側に比して15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの			①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	①同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由に ^お いては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものとする。					

(太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。)

体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							級別
	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2級
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	3級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級

⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 ⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
 ⑧ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

備考

医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。

① 自立支援医療(育成医療)

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

18歳未満の次の身体障がいのある方で確実な治療効果が期待できるもの。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

- ① 肢体不自由 ② 視覚障がい
- ③ 聴覚、平衡機能障がい
- ④ 音声言語、そしゃく機能障がい
- ⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障がい
- ⑥ 上記⑤を除く先天性の内臓機能障がい
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

内容

指定医療機関に入院(通院)した身体に障がいのある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療を給付します。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります(事前相談必要)。

必要なもの

- 医師の意見書 健康保険証
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

② 自立支援医療(更生医療)

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方。ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

内容

障がい程度を軽減したり、機能回復することができるような医療(手術等)の給付が受けられます。なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります(事前相談必要)。

医療の範囲

医療の範囲(例)

- ① 視覚障がい…白内障→水晶体摘出手術
網膜剥離→網膜剥離手術
瞳孔閉鎖→虹彩切除術
角膜混濁→角膜移植術
- ② 聴覚障がい…鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術
外耳性難聴→形成術
- ③ 言語障がい…外傷性又は手術後に生じる発音構語障がい→形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴う者であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者→歯科矯正

- ④ 肢体不自由…関節拘縮、関節硬直
→形成術、人工関節置換術等

⑤ 内部障がい

- ・心臓…先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術
- ・じん臓…じん臓機能障がい→人工透析療法、じん臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・肝臓…肝臓機能障がい→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸…小腸機能障がい→中心静脈栄養法
- ・免疫…HIVによる免疫機能障がい→抗HIV療法、免疫調整療法等

必要なもの

- 医師の意見書 身体障害者手帳
- 健康保険証
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

③ 自立支援医療(精神通院医療)

問 障がい福祉課 ☎ 225-2247 / FAX 224-0229

対象

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

内容

精神疾患の治療のための通院にかかる医療費を原則として、1割負担にする制度です。有効期間は1年で、引き続き利用される場合は、有効期限の3か月前から更新の手続きができます。また、利用者負担額には世帯の所得の状況等に応じた軽減措置として、1か月あたりの負担上限が定められています。

必要なもの

- 自立支援医療診断書(精神通院医療用)(診断書の提出は2年に1回)
- 本人の健康保険証(国民健康保険の方は、世帯全員の国民健康保険証も必要/写しでも可または生活保護費受給票)
- 院外薬局、デイケア、訪問看護を利用する場合は、それぞれの名称、所在地、連絡先がわかるもの
- 市町村民税所得割額がわかる書類(国民健康保険の方は、国民健康保険加入世帯員分の市町村民税所得割額を確認できる書類、社会保険の方は、被保険者の市町村民税所得割額がわかる書類)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

※ 詳細は、障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 更新の場合は、既存の受給者証もお持ちください。

④心身障害者医療費助成事業

問 障がい福祉課 ☎225-2154 / FAX 224-0229

対象

身体障害者手帳1級から3級までの方、知能指数が50以下(療育手帳A1からB1)と判定された方および精神障害者保健福祉手帳1級の方

※身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日、精神障害者保健福祉手帳の承認日から対象となります。

転入の場合は厚木市に転入した日から対象となります。

※生活保護、施設利用等で公費負担医療(10割)を受けている方および他市国民健康保険住所地特例適用の方は対象となりません。

(注意)年齢制限と所得制限があります。

- ・年齢制限については、65歳以上で初めて障がい者に認定された方は助成対象外となります。
- ・所得制限については、本人所得が一定額(扶養家族がない場合は年間360万4千円)以上の方は助成対象外となります。未申告の方は、申告が必要です。

内容

健康保険適用医療費の自己負担額を助成します。ただし、高額療養費、食事療養費等、健康保険組合等から附加給付される額および他の公費負担医療額は除きます。

※父又は母が、重度の障がいの状態にある児童は、「ひとり親家庭等医療費助成」が受けられる場合があります。詳しくは子育て給付課にお問い合わせください。(子育て給付課 ☎225-2241)

○後払いによる助成(償還払い)

医療証の交付前に受診した場合や医療証が使えなかった場合(県外で受診した)等の医療費は、後払いで助成します。

受診日から1年以内に申請してください。

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 住所、氏名、加入保険が変わったとき。
- ② 医療証を紛失、または破損したとき。
- ③ 障がいの程度が変わり、新たに手帳が交付されたとき。
- ④ 転出や死亡したとき。
- ⑤ 生活保護などの他の公的医療費助成を受けることになったとき。

必要なもの

○医療証の交付申請のとき

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 健康保険証
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

○後払いによる助成(償還払い)の申請のとき

- 領収書(受診日から1年以内のもの)
- 医療証
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 健康保険証 預金通帳

⑤後期高齢者医療制度

問 国保年金課長寿医療係

☎225-2223 / FAX 225-4645

対象

65歳～74歳で、一定の障がい状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

内容

後期高齢医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした制度ですが、65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により後期高齢者医療広域連合に認められた方も加入することができます。申請は任意で、加入後は、いつでも将来に向けて撤回(75歳になるまで)することができます。保険料の算定方法や、医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、国民健康保険や被用者保険と異なります。

※すでに後期高齢者医療制度に加入されている方で、障害者手帳に有効期限のある方については、障害者手帳を更新した際、届出が必要です。

必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または国民年金証書
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

⑥指定難病医療費助成

問 神奈川県厚木保健福祉事務所保健予防課

☎224-1111(代) / FAX 221-4834

対象

指定難病(難病のうち厚生労働省令において指定された疾病)に該当し、一定の基準を満たしている方で、公的医療保険に加入、または生活保護を利用している方。

内容

指定難病および当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に対し、医療費の一部を助成する制度です(健康保険上2割負担となりますが、1割負担となっている方はそちらが優先されます)。医療保険上の世帯の市町村民税の所得割額に応じて自己負担限度額が定められています。

必要なもの

- 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
 - 臨床調査個人票 世帯全員の住民票(※)
 - 健康保険証のコピー
 - 市町村民税額を証明する書類(※)
- (※)マイナンバーカード等(表紙裏参照)で省略できます。(一部を除く)
- 具体的な病名や必要書類等については、神奈川県厚木保健福祉事務所保健予防課にお問い合わせください。

⑦小児慢性特定疾病医療費助成

問 神奈川県厚木保健福祉事務所保健福祉課
☎224-1111(代) / FAX 225-4146

対象

次の対象疾病のある18歳未満の方（継続している方に限り20歳の誕生日の前日まで）

- ① 悪性新生物 ② 慢性腎疾患 ③ 慢性呼吸器疾患
- ④ 慢性心疾患 ⑤ 内分泌疾患 ⑥ 膠原病
- ⑦ 糖尿病 ⑧ 先天性代謝異常
- ⑨ 血液疾患 ⑩ 免疫疾患 ⑪ 神経・筋疾患
- ⑫ 慢性消化器疾患
- ⑬ 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭ 皮膚疾患 ⑮ 骨系統疾患 ⑯ 脈管系疾患

※各疾病ごとに対象基準が定められています。

内容

指定医療機関で対象疾病に係る医療を受けた場合に医療費を支給する制度です。医療保険上の世帯の市町村民税の所得割額に応じて自己負担上限月額が定められています。

必要なもの

- 申請書 医療意見書 健康保険証
- 市町村民税(非)課税証明書(※)
- 住民票(※) (※)マイナンバーカード等(表紙裏参照)で省略できます。(一部を除く)

⑧精神障害者入院医療援護金

問 神奈川県がん・疾病対策課精神保健医療グループ
☎045-210-1111(代) 内線4729から4730

対象

精神科病院に入院している方で、入院患者の住所が県内(横浜市、川崎市、相模原市を除く。)にあり、入院患者および入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の前年の所得税を合算した額が87,000円以下。ただし、法律等に基づき医療費が全額負担されている方は除きます。

内容

月の初日から末日まで入院し、医療費の自己負担額が月額1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。

※入院日までの遡り認定はしておりません。支給始期は申請書の提出月、またはその翌月になります。

必要なもの

- 精神障害者入院医療援護金交付申請書
- 「世帯全員」と証明された住民票
- 所得税額を証明する書類(住民票に記載されている方全員の最新年度のもの)

⑨障がい者歯科診療

問 厚木市歯科保健センター
☎224-6081 / FAX 221-7673
厚木歯科医師会ホームページ
<https://www.atsugi-dental.or.jp/>

障がいがあるため、一般の歯科診療所では診療を受けることが困難な方の歯科診療を目的に、二次歯科診療所として厚木市歯科保健センターに設置されています。

対象

障がいのある方で、県央地域にお住まいの方
障がいのある方で、厚木市、愛川町、清川村の学校・施設等に県央地域外から通学・通所等されている方

内容

- 障がい者歯科診療
火曜 午後1時30分～5時
木曜 午前9時～正午、午後1時30分～5時
 - 摂食嚥下機能発達支援診療
月1回土曜日 午前9時30分～午後1時
 - 口腔衛生指導
土曜(第3土曜を除く) 午後1時30分～5時
- 【休診日】 祝日・年末年始等
【予約受付】 月～金曜 午前9時～正午
午後1時～4時30分

※完全予約制ですので、受診の際は必ず事前にご予約をお願いします。

場所

厚木市歯科保健センター(保健福祉センター1階)

必要なもの

- 健康保険証
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 医療証 健康手帳
- おくすり手帳(薬の明細書)

⑩精神科救急医療情報窓口

(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市協調体制)

問 精神科救急医療情報窓口
☎045-261-7070

内容

精神疾患の急激な発症や、症状が悪化した方に、必要に応じ当番医療機関等を紹介する窓口です。

【受付時間】 平日

- 午後5時～翌日午前8時30分
- 土・日・祝日および年末年始
- 午前8時30分～翌日午前8時30分

※翌日が平日の場合は、いずれも翌日午前8時までの受付となります。

手当・年金等

障がい者の等級により国・県・市から障がい者等に各種の手当や年金が支給される制度です。

①厚木市心身障害者福祉手当

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

毎年4月1日の時点で市内に住民登録があり、かつ居住している障がい児・者の方に支給されます。

手当は7月下旬に支給します。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ・施設に入所している方(障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム)
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当を受給している方
- ・他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けている方
- ・個人住民税が課税されている方

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき

	対象要件	在宅の方
1	身体障害者手帳 1級・2級の方	年額 36,000円
2	身体障害者手帳 3級・4級の方	年額 26,000円
3	知能指数50以下 の方	年額 36,000円
4	知能指数51から 75の方	年額 26,000円
5	精神障害者保健 福祉手帳1級の方	年額 36,000円
6	精神障害者保健 福祉手帳2級の方	年額 26,000円

必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 振込先のわかるもの
- マイナンバーカード(表紙裏参照) ほか

毎年12月3日から9日は
「障害者週間」です。

障害者週間は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として障害者基本法に設定されています。

②特別障害者手当

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所中の方および病院または診療所等に継続して3か月を超えて入院している場合は支給されません。

対象

障がいや病状が次のうち2つに該当するかまたはそれと同程度以上に重度な方

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力による)、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の4分の1視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ2分の1視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両上肢すべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 3か月を超えて入院された場合
- ② 振込口座の変更をしたとき

内 容 月額28,840円

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までを支給します。

必要なもの

- 指定の診断書
- 認定請求書
- 所得状況届
- 振込先のわかるもの(本人名義の口座)
- マイナンバーカード(表紙裏参照) ほか

③障害児福祉手当

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、障害児入所施設、児童養護施設等に入所中の方及び児童相談所措置による入院中の方は支給されません。

対象

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する方

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（矯正視力による）
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき

内容 月額15,690円

手当は、5月・8月・11月および2月に、それぞれ前月分までを支給します。

必要なもの

- 指定の診断書
- 認定請求書
- 所得状況届
- 振込先のわかるもの（本人名義の口座）
- マイナンバーカード（表紙裏参照） ほか

④神奈川県在宅重度障害者等手当

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

毎年8月1日の時点で県内に継続して6か月以上居住している次の要件を満たす在宅の重度重複障がい者等に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また、障害者支援施設、障害児入所施設、児童養護施設等、介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等、または病院、診療所等に継続して3か月を超えて入所あるいは入院している場合は支給されません。

対象

次の①、②のいずれかに該当する方。ただし、65歳以上で新規に手帳の交付や65歳以上で新規に特別障害者手当の受給決定を受けた方を除きます。

- ① 次の3つのうち2つ以上に該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級を交付された方
- ・療育手帳A1またはA2相当の判定を受けた方（身体障害者手帳1～3級で「B1またはIQ50以下」を含む）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方

- ② 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所、入院をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき

※受給資格の認定を受けた方は、毎年現況届の提出が必要です。

内容 年額60,000円

手当は、1月に支給します。

申請受付期間

毎年8月1日～9月10日

必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 口座振込のため預金通帳
- マイナンバーカード（表紙裏参照） ほか

⑤障害者介護手当

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

介護なくしては食事、入浴、排泄等ができない在宅重度障がい児・者を常時介護されている同居の家族の方に手当を支給します。

対象

介護を受けている障がい児・者が申請時に市内に6か月以上居住する15歳以上65歳未満の方で次のいずれかに該当している方

- ① 身体障害者手帳1・2級（交付日から6か月以上経過）で、ねたきりまたはこれと同様の状態にある方
- ② 知能指数が35以下で、介護なくしては自力で日常生活ができない方

➡次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
- ② 振込口座の変更をしたとき

内容 月額5,000円

手当は、9月・3月に各半年分を支給します。

必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 振込先のわかるもの

※65歳以上でねたきり老人登録又は認知症老人登録をされている方の同居の家族には、ねたきり等家族慰労金が支給される場合があります。対象要件等詳しくは、福祉総合支援課（☎ 225-2220/FAX 221-2205）までお問い合わせください。

⑥特別児童扶養手当

問 子育て給付課 ☎225-2241 / FAX 224-4599

対象

精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または母もしくは父母にかわってその児童を養育している方。

内容

特別児童扶養手当1級：1人につき月額55,350円

特別児童扶養手当2級：1人につき月額36,860円

手当は、4月・8月・11月に支給します。

※手当を受給中に、新たに身体障害者手帳または療育手帳を取得した場合または手帳の等級が変更になった場合には、手当額が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本(厚木市が取得することに同意する方は必要ありません。)
- 診断書(所定の様式)
※ただし、療育手帳(A1、A2)または身体障害者手帳[1級からおおむね3級まで。ただし、視覚障がい(視野狭窄を除く)、聴覚障がい、肢体不自由(欠損の場合のみ)、音声・言語障がい等]を持っている児童は、診断書を省略できる場合があります。なお、診断書を省略できる場合は療育手帳または身体障害者手帳が必要です。
- 預金通帳(請求者本人名義のもの)
- マイナンバーカード(表紙裏参照) ほか
詳細は、子育て給付課にお問い合わせください。

⑦児童扶養手当

問 子育て給付課 ☎225-2241 / FAX 224-4599

対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満の児童)を監護している父または母にかわって児童を養育している方。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑨ ①～⑧までに該当するか明らかでない児童

内容

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人目の金額	月額 45,500円	45,490円から 10,740円まで
児童2人目の加算額	月額 10,750円	10,740円から 5,380円まで
児童3人目以降の加算額	月額 6,450円	6,440円から 3,230円まで

手当は、1月、3月、5月、7月、9月、11月に支給します。

一部支給月額、所得に応じて決定されます。公的年金を受給している方は、年金額によって手当が支給されない場合があります。詳細については、お問い合わせください。また、申請者および同居の扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。

必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本(厚木市が取得することに同意する方は必要ありません。)
- 預金通帳など振込先がわかるもの(請求者本人名義のもの)
- マイナンバーカード(表紙裏参照)
- その他必要書類(請求事由により異なります)
詳細は、子育て給付課にお問い合わせください

⑧障害基礎年金

問 国保年金課 ☎225-2121 / FAX 225-4645

厚生年金の場合・・・・・・・・・・・・・・・・

日本年金機構 厚木年金事務所

☎223-7171 / FAX 224-8200

対象

次の受給要件をすべて満たしている場合に支給されます。

- ① 病気やケガで診療を受けた最初の日(初診日)に、国民年金の被保険者、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない方
- ② 初診日から1年6か月経過した日または1年6か月以内に治った日(障害認定日)の障がいの程度が、国民年金法施行令で定める1級または2級の障がいに該当すること
- ③ 初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間(免除・納付猶予・学生納付特例を含む)が、加入期間の3分の2以上あること、または初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

※詳細については窓口でご相談ください(予約制)。

内容

障害基礎年金1級：(68歳以下の方)年額1,020,000円
(69歳以上の方)年額1,017,125円

障害基礎年金2級：(68歳以下の方)年額 816,000円
(69歳以上の方)年額 813,700円

必要なもの

- 指定の診断書
- 病歴・就労状況等申立書
- 受診状況等証明書
- 障害者手帳
- 基礎年金番号が分かる書類
- マイナンバーカード(表紙裏参照) ほか

⑨特別障害給付金

問 国保年金課 ☎225-2121 / FAX 225-4645

対象

国民年金の強制加入に移行する前の任意加入対象期間中において、任意加入をしていなかった期間に初診日がある病気やケガが原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の障がい状態である次のいずれかに該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

- ① 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった被用者等の配偶者の方
- ② 平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった学生の方

なお、障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は対象になりません。

詳細については窓口でご相談ください。

内容

特別障害給付金1級：月額55,350円

特別障害給付金2級：月額44,280円

必要なもの

- 指定の診断書
- 病歴・就労状況等申立書
- 受診状況等証明書
- 基礎年金番号が分かる書類
- マイナンバーカード(表紙裏参照) ほか

⑩心身障害者扶養共済制度

問 障がい福祉課 ☎225-2221 / FAX 224-0229

障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を納め、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態になったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象

将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1級から3級)、精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方

内容

掛金は、加入時の加入者の年齢により異なります。1人の障がい者につき2口まで加入できます。加入者が死亡または著しい障がいを有する状態となった時、その月から障がい者に毎月2万円(2口加入の場合には4万円)の年金を障がい者が亡くなるまで支給します。

必要なもの

- 印鑑
 - 住民票(加入者と障がい者分) ほか
- 申請内容により必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

⑪外国籍障害者等福祉給付金

問 障がい福祉課 ☎225-2221 / FAX 224-0229

外国籍の障がい者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に福祉給付金を支給します。

対象

昭和61年3月31日以前に日本に居住し、公的年金を受給していない方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ① 昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度または中度の外国籍障がい者の方で、昭和57年(1982年)1月1日以前に障がいが発生した方
- ② 昭和22年(1947年)1月1日以前に生まれた重度または中度の外国籍障がい者の方で、昭和57年(1982年)1月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障がいが発生した方
- ③ 昭和36年(1961年)4月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障がいが発生した重度または中度の日本人の障がい者で、障がいが発生したときに日本国内に住所がなかった方

内容

重度の障がい者：月額38,000円(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級)
中度の障がい者：月額26,000円(身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級)
給付金は、9月・3月に各半年分を支給します。

⑫産科医療補償制度

問 産科医療補償制度専用コールセンター
☎0120-330-637

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
重度脳性まひのお子様と家族を支援する制度です。

対象

次の①から③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。なお、お子様の出生年により基準が一部異なります。

	2015年1月1日から 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合
①	在胎週数32週以上で出生 体重1,400g以上、または 在胎週数28週以上で所定 の要件を満たすこと	在胎週数28週以上である こと
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひである こと	
③	身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひである こと	

申請期間

お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

内容

補償の対象と認定されると、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。

障害者自立支援制度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスです。

障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。

介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスを優先して御利用いただくようになります。

自立支援給付（国の制度に基づく事業）

介護給付

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 療養介護
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 重度障害者等包括支援
- ⑨ 施設入所支援

訓練等給付

- ① 自立訓練
- ② 就労移行支援
- ③ 就労継続支援
- ④ 共同生活援助
- ⑤ 就労定着支援
- ⑥ 自立生活援助

自立支援医療

補装具

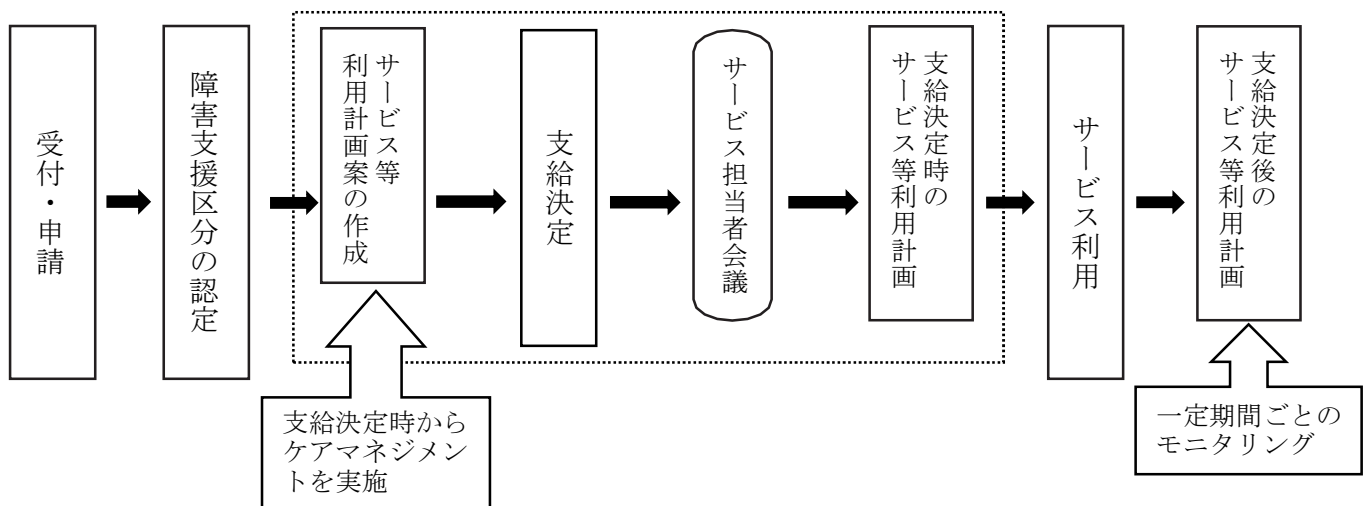
地域相談支援

計画相談支援

地域生活支援事業（市が実施する事業）

- ① 相談支援
- ② 意思疎通支援事業(手話通訳・要約筆記派遣等)
- ③ 日常生活用具の給付
- ④ 移動支援
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 日中一時支援
- ⑦ 訪問入浴サービス
- ⑧ その他

●支給決定プロセス



●利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1か月当たりの負担上限があります（非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし）。

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の負担があります。

①障害福祉サービス

問 サービス利用については **障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229**

障害福祉サービスは、全国的な統一基準で行うサービスです。

■訪問系サービス

居宅介護

障がい者の自宅で、入浴、排せつおよび食事の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに通院に伴う介助等を行います。

区分 介護給付

同行援護

視覚障がいにより、移動に困難がある障がい者に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の援護などの外出支援を行います。

区分 介護給付

重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者および精神障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

区分 介護給付

行動援護

自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

区分 介護給付

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

区分 介護給付

自立生活援助

定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

区分 訓練等給付

■居住系サービス

施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。

区分 介護給付

共同生活援助（グループホーム）

共同生活の住居に居住し、日常生活上の相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

区分 訓練等給付

短期入所

自宅で障がい者の介護を行う方の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、一時的に施設等に入所をさせ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。

区分 介護給付

■日中活動系サービス

療養介護

病院で常時介護を必要とする障がい者に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

区分 介護給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、必要な身体機能または生活能力を高めるための訓練を行います。

区分 訓練等給付

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに必要な知識や能力を高める訓練を行います。

区分 訓練等給付

生活介護

施設等で常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつおよび食事の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに創作的活動または生産活動の機会を提供します。

区分 介護給付

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

区分 訓練等給付

就労定着支援

利用者との対面による就労相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を行います。

区分 訓練等給付

②地域相談支援

問 サービス利用については 障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229

地域移行支援

施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関等の調整等を行います。

地域定着支援

自宅において、単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等には必要な支援を行います。

③計画相談支援

問 サービス利用については 障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229

サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

④地域生活支援事業

問 サービス利用については **障がい福祉課 ☎225-2225 / FAX 224-0229**

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障がいのある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

相談支援事業

障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

日常生活用具給付事業

障がいがある方に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

地域活動支援センター事業

通所利用の障がい者に、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者等の身体の清潔の保持または心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。

意思疎通支援事業

聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を配置します。

移動支援事業

屋外の移動に困難がある障がい者等について、自立生活および社会参加に伴う外出のための支援を行います。

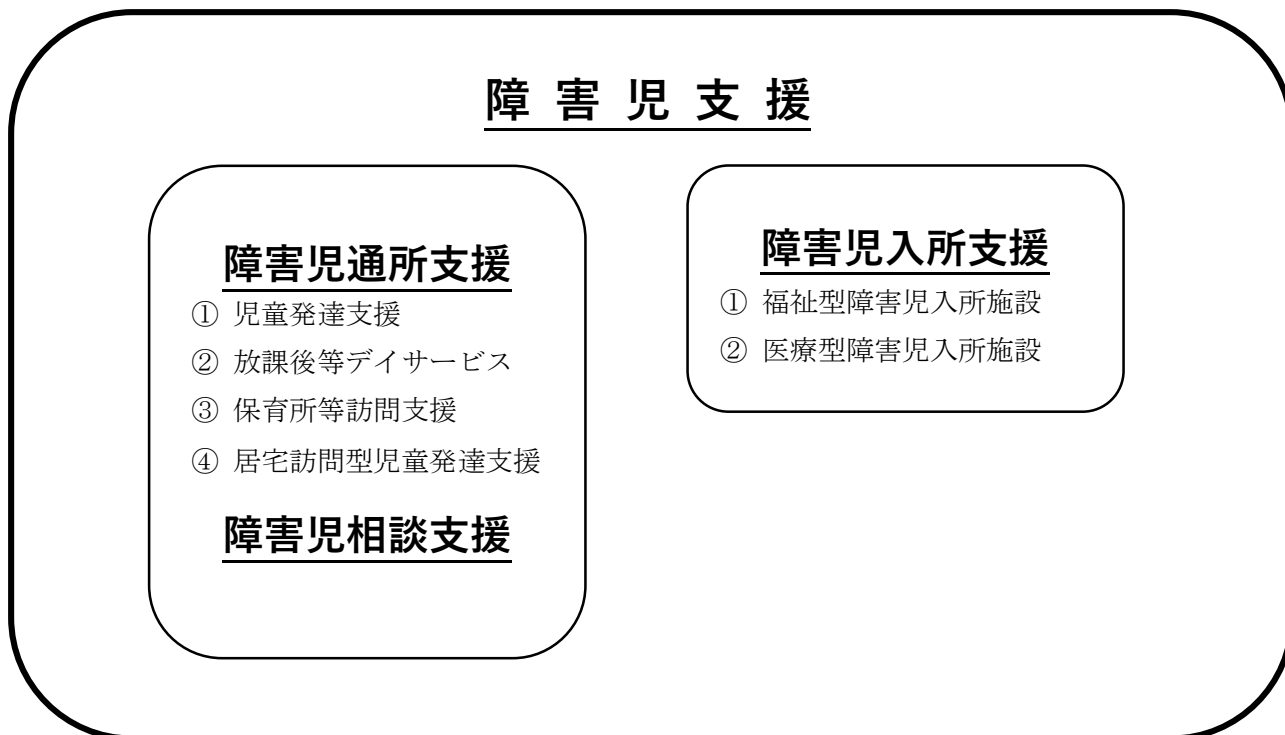
日中一時支援事業

障がい者の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

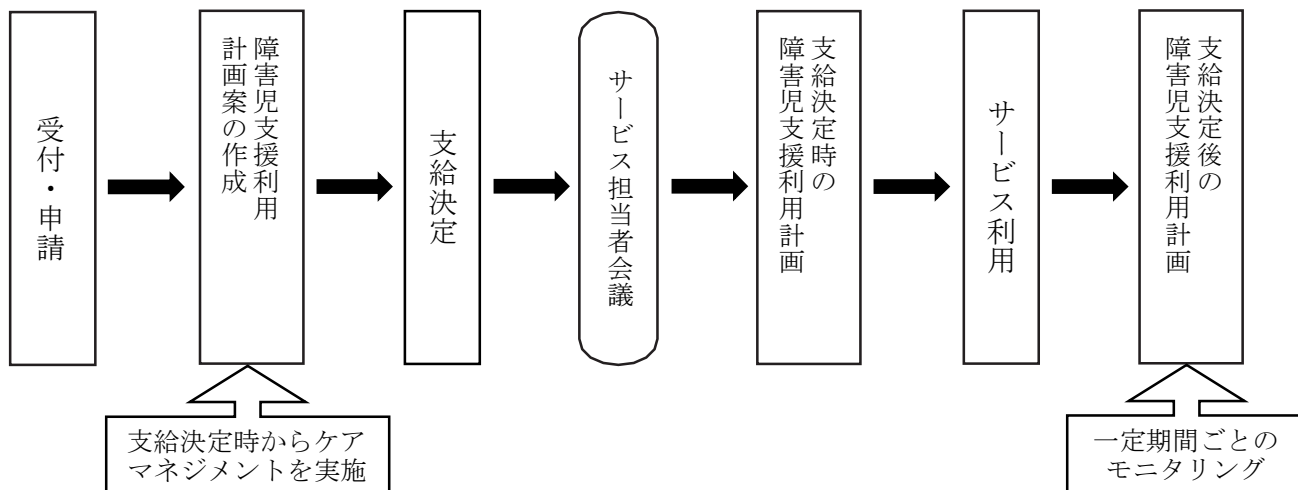
◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

児童福祉法に基づく障害児支援

児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスです。



●支給決定プロセス(障がい児通所支援の場合)



●利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1か月当たりの負担上限があります（非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし）。

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の負担があります。

①障害児通所支援

問 障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229

児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいや感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある障がい児に対し、訪問先において発達支援を行います。

放課後等デイサービス

通学中の障がい児が、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

②障害児相談支援

問 障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229

障害児支援利用援助

障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

③障害児入所支援

問 神奈川県厚木児童相談所 ☎ 240-6430 / FAX 297-5198

福祉型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導等を行います。

医療型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導および治療を行います。



毎年9月は、「障害者雇用支援月間」です。

障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に合った雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指します。

補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。※事前の申請が必要です。

①補装具費の給付

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

身体障害者手帳を交付されている方および難病患者等
ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。

内容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具が必要であると更生相談所の医師が判定したとき、障がいの内容および程度に応じ補装具の交付、貸与または修理に対する費用の支給が受けられます。詳細は窓口でお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 医学的判定(意見)書
- 補装具の見積書
- 印鑑
- マイナンバーカード(表紙裏参照)

■補装具の種目

区分	種目	名称
義肢	義手	上腕義手・肩義手・肘義手・前腕義手・手義手・手部義手・手指義手
	義足	股義足・大腿義足・膝義足・下腿義足・果義足・足根中足義足・足指義足
装具	下肢装具	股装具・※先天股脱装具・※内反足装具・長下肢装具・膝装具・短下肢装具・ツイスター・足底装具
	靴型装具	靴型装具
	体幹装具	頸椎装具・胸椎装具・腰椎装具・仙腸装具・側弯症装具
	上肢装具	肩装具・肘装具・手関節背屈保持装置・長対立装具・短対立装具・把持装具・MP屈曲補助装具及びMP伸展補助装具・指装具・B F O
座位保持装置	座位保持装置	座位保持装置

区分	種目	名称
その他	視覚障害者安全つえ(白杖)	普通用・携帯用・身体支持併用
	義眼	レインメイト [®] ・オーダーメイト [®]
	眼鏡	矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用
	補聴器	高度難聴用 ^ポ ケット型・高度難聴用耳かけ型・重度難聴用 ^ポ ケット型・重度難聴用耳かけ型・耳あな型・骨導式 ^ポ ケット型・骨導式眼鏡型
	車椅子	普通型・リクライニング式普通型・ティルト式普通型・リクライニングティルト式普通型・手動リフト式普通型・前方大車輪型・リクライニング式前方大車輪型・手押し型・リクライニング式手押し型・ティルト式手押し型・リクライニングティルト式手押し型 ほか
	電動車椅子	普通型・簡易型・リクライニング式普通型・電動リクライニング式普通型・電動リフト式普通型・電動ティルト式普通型・電動リクライニングティルト式普通型
	※座位保持椅子	座位保持椅子
	※起立保持具	起立保持具
	歩行器	六輪型・四輪型・三輪型・二輪型・固定型・交互型
	※頭部保持具	頭部保持具
※排便補助具	排便補助具	
歩行補助つえ	松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフストラントクラッチ・多脚つえ・プラットホーム杖	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式・生体现象方式	

※身体障がい児のみ

②日常生活用具の給付

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

在宅の重度障がい児・者および難病患者等

ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与される方を除く。

内容

日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。給付される日常生活用具は種目により対象範囲が異なります。詳細は窓口でお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 日常生活用具の見積書
 市町村民税課税(非課税)証明書(他の市町村で課税されている方)

【身体障がい】

■手帳所持者

対象	種目	用具の性能	要件	基準額(円)
1・2級	火災警報器	室内の火災を感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	15,500
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、消火し得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	28,700
1～3級 ※診断書等により 必要性が認められる方	ネブライザー	(1) 薬を霧状のミストにして吸引できるもの (2) たん吸引器と一体型のもの		(1) 36,000 (2) 70,000
	電気式たん吸引器	(1) たんや唾液等の分泌物を体外へ出すことができるもの (2) ネブライザーと一体型のもの		(1) 56,400 (2) 70,000
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸を常時使用している方	157,500

■視覚

対象	種目	用具の性能	要件	基準額(円)
1・2級	歩行時間延長信号機用小型送信機	対応の信号機の近くでボタンを押すと青信号の時間が延長できるもの	学齢児以上の方	11,000
	情報・通信支援用具	パソコン操作をサポートする周辺機器や障がい者向けアプリケーションソフト(マウス、キーボード、音声入力ソフト、音声読み上げソフト等)	学齢児以上の方	100,000 (ソフトウェア等の更新は26,400)
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	18歳以上の方	383,500
	点字タイプライター	点字を書き表すことができるもの	学齢児以上の方	63,100

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
1・2級	視覚障がい者用物品識別装置 (音声式ICタグレコーダー)	情報を登録したICタグ(シール)を判別したい物品に添付し、専用機器で登録済の音声再生する機能を有するもの	学齢児以上の方	59,800
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	学齢児以上の方	99,800
	視覚障がい者用時計	音声案内機能や文字盤に触れることで時刻を知ることができる機能がついているもの	18歳以上の方	13,300
1・2級 ※視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	電磁調理器	ガスや火を使わず電力で動作するもの	18歳以上の方	41,000
	視覚障がい者用体温計(音声式)	音声案内などの機能がついているもの	学齢児以上の方	9,000
	視覚障がい者用体重計	音声案内などの機能がついているもの	18歳以上の方	18,000
	視覚障がい者用血圧計	音声案内などの機能がついているもの	18歳以上の方	15,000
1～3級	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	学齢児以上の方	85,000
1～6級	点字器	点字用紙を挟んで固定する板、点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの (1)標準型 (18行で両面書のもの) (2)携帯用 (4行及び12行で片面書のもの)		(1)10,400 (2)7,200
	点字図書	点字により作成された図書	主に情報を点字により入手している方	
	視覚障がい者用拡大読書器	印刷物等を拡大表示、物体認識を明瞭化するもの	学齢児以上の方	198,000
	暗所視支援眼鏡	暗い場所や夜間の環境下で物体認識を明瞭化するもの	夜盲、視野狭窄等の症状があり、効果が認められる学齢児以上の方	198,000
診断書等により視覚障害と同程度の障害が認められる学齢児以上の方	暗所視支援眼鏡	暗い場所や夜間の環境下で物体認識を明瞭化するもの	夜盲、視野狭窄等の症状があり、効果が認められる学齢児以上の方	198,000

■聴覚

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
2級	聴覚障がい者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯等。)	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	87,400
2・3・4・6級	聴覚障がい者用 通信装置	電話回線を使い、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器	学齢児以上の方	15,000
	聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの(テレビ本体は除く。)	3歳以上の方	88,900

■音声機能・言語機能

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
3級	聴覚障がい者用 通信装置	電話回線を使い、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器	学齢児以上の方 ※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方に限る	15,000
3・4級	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有するもの	学齢児以上の方	98,800

■肢体不自由・平衡機能

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準 (円)	
下肢・体幹	1級	特殊マット 【介護優先】	褥瘡 ^{じょくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	常時介護を要する 18歳以上の方	19,600
		特殊尿器 【介護優先】	尿が自動的に吸引されるもの	常時介護を要する学 齢児以上の方	67,000
		入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	18歳以上の方	82,400
	1～2級	特殊マット 【介護優先】	褥瘡 ^{じょくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	常時介護を要する 3歳以上の児童	19,600
		特殊寝台 【介護優先】	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	18歳以上の方	154,000
		入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	3歳以上の児童	82,400
		体位変換器 【介護優先】	介助者の方が少ない力で体位を変換させることができるもの	学齢児以上の方	15,000
		移動用リフト 【介護優先】	移動させるに当たって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の方	159,000

対 象	種 目	用具の性能	要 件	基 準 (円)	対 象
下肢・体幹	1～2級	訓練いす	姿勢や座位を保持できるもので、原則として付属のテーブルが付いたもの	学齡児	33,100
		便器 【介護優先】	容易に使用し得るもの ※ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	学齡児以上の方	9,850
		訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	学齡児	159,200
	1～3級	居宅生活動作補助用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの なお、住宅改修の範囲は、お問い合わせください	学齡児以上の方 要事前相談	200,000
	1～7級	入浴補助用具 【介護優先】	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の方	90,000
下肢・体幹・平衡	1・2級	頭部保護帽	転倒時のショックを吸収し、頭部を保護できるもの	学齡児	15,200
	1～7級	頭部保護帽	転倒時のショックを吸収し、頭部を保護できるもの	転倒等により頭を強打する恐れのある18歳以上の方	15,200
		T字状・棒状のつえ 【介護優先】	(1)主体が木材、外装がニス塗装のもの (2)主体が軽金属、外装が塗装なしのもの	3歳以上の方	(1)2,200 (2)3,000
		移動・移乗支援用具 【介護優先】	転倒防止、立ち上がり動作や移乗の動作補助、段差解消等のための手すりやスロープ等 ただし、工事を伴わないもの	家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000
体幹	1・2級	特例歩行器	体幹を固定する機能を有することで体幹バランスがとれるようになるもの	補装具として助成可能な歩行器では体幹バランスがとれない学齡児	500,000
上肢	1・2級	情報・通信支援用具	パソコン操作をサポートする周辺機器や障がい者向けアプリケーションソフト(マウス、キーボード、音声入力ソフト、音声読み上げソフト等)	学齡児以上の方	100,000 (ソフトウェア等の更新は26,400)
		特殊便器	温水洗浄装置や温風乾燥装置があるもの ただし、取替えに当たり工事費は含まない。	学齡児以上の方	151,200
	1～7級	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有しているもの	発声又は発語に著しい障がいのある学齡児以上の方	98,800

■心臓機能

対 象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
1～3級	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸を常時使用している方。	157,500

■じん臓機能

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
1～3級	透析液加湿器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う3歳以上の方	51,500

■呼吸機能

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
1・3級	ネブライザー	(1)薬を霧状のミストにして吸引できるもの (2)たん吸引器と一体型		(1)36,000 (2)70,000
	電気式たん吸引器	(1)たんや唾液等の分泌物を体外へ出すことができるもの (2)ネブライザーと一体型		(1)56,400 (2)70,000
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸を常時使用している方。	157,500
	人工呼吸器自家発電機	人工呼吸器外部バッテリーを充電するために用いるもの（充電器及びインバータを含む。） ※災害時使用を想定するもの	在宅で人工呼吸器を常時使用している方。	100,000
	人工呼吸器外部バッテリー	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの ※災害時使用を想定するもの	在宅で人工呼吸器を常時使用している方。	50,000

■喉頭を摘出した方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
人工喉頭	<p>I. 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>II. 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの</p> <p>III. 埋込型用人工鼻 呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの※埋込型用人工鼻は付属品の指定あり</p> <p>【修理】 (1)気管カニューレ交換 (2)充電器交換 (3)振動板交換 (4)スナップリード線交換 (5)プリント板交換 (6)スイッチ交換 (7)電気接点交換 (8)振動スプリング交換 (9)押ボタンスプリング交換</p>	3歳以上の方 埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る。	<p>I 5,000 II 70,100 III 23,760 (月額)</p> <p>【修理】 (1) 3,150 (2) 1,600 (3) 9,000 (4) 50 (5) 14,600 (6) 1,100 (7) 4,500 (8) 1,650 (9) 1,650</p>

■発声・発語に著しい障がいがある方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
聴覚障がい者用通信装置	電話回線を使い、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器	学齢児以上の方 ※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方に限る	15,000

■筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患により音声・言語機能が著しく低下している方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有するもの	診断書等により必要とみられる学齢児以上の方	98,800
意思伝達支援用具	障がい者向けのパソコン、スマートフォン等の補助スイッチ、代用マウス及び接続キットなどの周辺機器	診断書等により必要と認められる学齢児以上の方	50,000

■直腸機能障害がある方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
ストマ用装具（蓄便袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの ※一部付属品を含む	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている方	8,858 (月額)

■膀胱機能障害がある方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
ストマ用装具（蓄尿袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の尿管の尿処理用のキャップ付きで、主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの ※一部付属品を含む	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている方	11,639 (月額)

■脊髄損傷等による排尿障害がある方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの I. 男子用普通型 II. 男子用簡易型 III. 女子用普通型 IV. 女子用簡易型 【修理】 (1) サポーター交換 (2) ゴムバンド付収尿瓶交換 (3) ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする方	I 7,700 II 5,700 III 8,500 IV 5,900 【修理】 (1) 4,000 (2) 3,900 (3) 1,950

■紙おむつの支給対象となる方

用具の性能	要件	基準額(円)
紙おむつ、サラン 又はガーゼ	(1)治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形のためストマ用装具を装着できない3歳以上の方 (2)先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある3歳以上の方 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある3歳以上の方 (4)脳性麻痺等脳原性運動機能障害に起因する高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害がある3歳以上の方（おおむね3歳未満に発症した脳性麻痺等により四肢体幹機能障害を有し、医師意見書により次に掲げる状態に該当すると認められる方。） ア 自力でトイレに行けないこと。 イ 自力で便座に座ること及び排便補助具の使用ができないこと。 ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。	12,360 (月額)

■医療保険による在宅酸素療法を行っている方

種 目	用具の性能	要件	基準額(円)
酸素ボンベ運搬車	日常生活上の移動で酸素ボンベを運ぶためのもの	18歳以上の方	17,000

■乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方

対 象	種 目	用具の性能	要件	基準額(円)
1～3級	居宅生活動作補助用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの なお、住宅改修の範囲は、お問い合わせください	学齢児以上の方 要事前相談	200,000

【知的障がい】

対 象	種 目	用具の性能	要件	基準額(円)
A1・A2	特殊マット 【介護優先】	褥瘡 <small>じよくそう</small> の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	常時介護を要する3歳以上の方	19,600
	頭部保護帽	転倒時のショックを吸収し、頭部を保護できるもの	てんかんの発作等により頻繁に転倒する学齢児以上の方	15,200
	特殊便器	温水洗浄装置や温風乾燥装置があるもの ただし、取替えに当たり工事費は含まない。	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な学齢児以上の方	151,200
	電磁調理器	ガスや火を使わず電力で動作するもの	18歳以上の方	41,000
	火災警報器	室内の火災を感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	15,500

対 象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
A1・A2	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、消火し得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	28,700
A1～B2	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有しているもの	学齢児以上の方 ※自閉症等の診断書の提出を要する	98,800

【精神障がい】

対象	種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
1級	火災警報器	室内の火災を感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	15,500
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、消火し得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	28,700

【障害者総合支援法の対象である難病患者】 ※病状により必要と認められる方

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
特殊寝台 【介護優先】	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	18歳以上の方	154,000
特殊マット 【介護優先】	<small>じよくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	3歳以上の方	19,600
特殊尿器 【介護優先】	尿が自動的に吸引されるもの	学齢児以上の方	67,000
体位変換器 【介護優先】	介助者の方が少ない力で体位を変換させることができるもの	学齢児以上の方	15,000
移動用リフト 【介護優先】	移動させるに当たって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の方	159,000
訓練いす	姿勢や座位を保持できるもので、原則として付属のテーブルが付いたもの	学齢児	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	学齢児	159,200
入浴補助用具 【介護優先】	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	3歳以上の方	90,000
便器 【介護優先】	容易に使用し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	学齢児以上の方	9,850
移動・移乗支援用具 【介護優先】	転倒防止、立ち上がり動作や移乗の動作補助、段差解消等のための手すりやスロープ等 ただし、工事を伴わないもの	家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000
特殊便器	温水洗浄装置や温風乾燥装置があるもの ただし、取替えに当たり工事費は含まない。	学齢児以上の方	151,200

種 目	用具の性能	要 件	基準額(円)
火災警報器	室内の火災を感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	15,500
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	28,700
居宅生活動作補助用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの なお、住宅改修の範囲は、お問い合わせください。	学齢児以上の方 要事前相談	200,000
ネブライザー	(1) 薬を霧状のミストにして吸引できるもの (2) たん吸引器と一体型のもの	I. 難病患者で呼吸機能に障がいのある方 II. 難病患者で診断書等により必要性が認められる方	(1) 36,000 (2) 70,000
電気式たん吸引器	(1) たんや唾液等の分泌物を体外へ出すことができるもの (2) ネブライザーと一体型のもの	I. 難病患者で呼吸機能に障がいのある方 II. 難病患者で診断書等により必要性が認められる方	(1) 56,400 (2) 70,000
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸を常時使用している方で、診断書等により必要性が認められる方	157,500
人工呼吸器自家発電機	人工呼吸器外部バッテリーを充電するために用いるもので、災害時使用を想定するもの (※充電器及びインバータを含む。)	在宅で人工呼吸器を常時使用している方で、診断書等により必要性が認められる方	100,000
人工呼吸器外部バッテリー	対象者又は介助者が容易に使用し得るもので、災害時使用を想定するもの	在宅で人工呼吸器を常時使用している方で、診断書等により必要性が認められる方	50,000

③小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対 象

小児慢性特定疾病医療の対象者〔児童福祉法(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)、障害者総合支援法等の施策の対象とならない方〕

内 容

【日常生活用具】便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー(吸入器)・パルスオキシメーター
ただし、世帯の所得に応じて費用の一部負担があります。

④生活福祉資金(福祉用具等の購入に必要な経費)の貸付

問 厚木市社会福祉協議会
☎ 225-2947/FAX 225-3036

対 象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯

内 容

日常生活に必要な高額福祉用具を購入する場合の貸付制度です。

●貸付限度額：170万円

●返済期間：8年以内

※ 貸付金利率は、連帯保証人(県内居住・別生計等)を立てた場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は1.5%(年利)の有利子です。

※ 諸条件等詳細について相談が必要となりますので、貸付を希望される方は、事前にお問い合わせください。

⑤家具転倒防止器具設置事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対 象

身体障害者手帳の1・2級を交付されている重度障がい者のみの世帯および身体障害者手帳の1・2級を交付されている重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成されている世帯

内 容

たんす等の家具4台まで、無料で家具転倒防止器具の設置が受けられます。

必要なもの

身体障害者手帳

※詳しくは窓口でお問い合わせください。

⑥身体障がい者補助犬の給付

問 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ
☎ 045-210-4709 / FAX 045-201-2051

対 象

視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある方で、所定の訓練を経て、身体障がい者補助犬の使用が適切と認められる方に対し、身体障がい者補助犬を給付します(宿泊訓練にかかる飲食費等について自己負担あり)。

⑦軽度・中等度難聴児補聴器購入費 助成事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対 象

18歳未満で聴覚の身体障害者手帳を取得できない程度の難聴のある方

内 容

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある18歳未満の児童へ補聴器の購入費の助成をします。

必要なもの

医師意見書 見積書

※詳しくは窓口でお問い合わせください。

在宅援護

①手話通訳者の派遣

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

身体障害者手帳(聴覚障がい・音声・言語機能障がい)を交付されている方

内容

公的機関(市役所・警察署・税務署等)、医療機関等へ行くときまたは公的機関等が開催する研修会や行事等に参加する場合に、手話通訳者を派遣します。派遣を希望する日の閉庁日を含まない7日前までに申請が必要です。

②要約筆記者の派遣

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

身体障害者手帳(聴覚障がい・音声・言語機能障がい)を交付されている方

内容

公的機関(市役所・警察署・税務署等)、医療機関等へ行くときまたは公的機関等が開催する研修会や行事等に参加する場合に、話の内容を要約し文字にして伝える要約筆記者を派遣します。派遣を希望する日の閉庁日を含まない7日前までに申請が必要です。

③手話通訳者設置事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

内容

手話通訳者を障がい福祉課に配置して事務手続き等の利便を図っています。
月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分

④盲ろう者通訳・介助員の派遣

問 神奈川県盲ろう者支援センター
(社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会)
☎ 0466-27-1911 / FAX 0466-27-1225

対象

身体障害者手帳の視覚障がいまたは聴覚障がいの程度が4級以上で、視覚障がいと聴覚障がいとの重複による障がいの程度が1級または2級の方

内容

病院への通院や冠婚葬祭、官公庁での手続きなど、社会生活の上で必要不可欠な場合に通訳・介助員を派遣します。事前の登録および利用7日前までに申請が必要です。

⑤重度障がい児

メディカルショートステイ事業

問 厚木市障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

神奈川県障害福祉課 ☎ 045-210-4713 / FAX 045-201-2051

対象

厚木市：市内在住の15歳以下の方で、児童相談所より、重症心身障がい児の認定を受けている方
神奈川県：常時医学的管理を要する県内在住の重症心身障がい児又は高度な医療的ケアを必要とする児で、医療型短期入所が利用できない方

内容

居宅において常時医学的管理が必要な重症心身障がい児等が、家族などの介護者による在宅での療養が一時的に困難になった場合、医療機関に入院を行う制度です。

県と市それぞれの詳細については、市障がい福祉課にお問い合わせください。

⑥重度障がい者訪問看護支援事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

在宅で生活していて、児童相談所等より重症心身障がい児(者)の認定を受けている、訪問看護利用中の方

内容

在宅の重症心身障がい児(者)の方が訪問看護を利用したときに、利用時間を延長して、訪問看護師が家族に代わり医療的ケアおよび療養上の行為を行います。

⑦重度身体障がい者

訪問入浴サービス事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

介護保険については・・・
介護福祉課 ☎ 225-2240 / FAX 224-4599

対象

市内に居住し、身体障害者手帳1・2級でねたきり状態にある65歳未満の方

内容

家庭において入浴困難な重度障がい者に対して、巡回入浴サービスを行います。入浴回数は月4回程度で、入浴車が巡回して行きます(7～9月は、条件により月8回程度可能)。

※ 介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度が優先となりますので、担当ケアマネージャーに相談してください。

必要なもの

身体障害者手帳 医師の診断書

⑧在宅福祉理髪サービス事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229
65歳以上の障がい者で要件に該当する場合・・・
福祉総合支援課 ☎ 225-2220 / FAX 221-2205

対象

市内に居住し、原則10歳以上65歳未満でねたきり等の状態により、理美容店を利用できない方

内容

在宅重度障がい者で外出困難な方に対して、出張理髪サービスを行います。年度内に6枚を限度に理髪券を交付します。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

⑨重度身体障がい者寝具乾燥消毒事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229
65歳以上の障がい者で要件に該当する場合・・・
福祉総合支援課 ☎ 225-2220 / FAX 221-2205

対象

市内に居住している在宅重度身体障がい者でねたきり状態にある方

内容

寝具の乾燥消毒を年2回程実施します。

必要なもの

- 身体障害者手帳

⑩緊急通報システム事業

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229
65歳以上の障がい者で要件に該当する場合・・・
福祉総合支援課 ☎ 225-2220 / FAX 221-2205

対象

身体障害者手帳の1・2級を交付されている重度障がい者のみの世帯および身体障害者手帳の1・2級を交付されている重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成されている世帯で、常時注意を要する方

内容

上記の世帯に、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な救援活動を行います。

必要なもの

- 身体障害者手帳

⑪住宅用火災警報器取付け支援

問 消防本部予防課 ☎ 223-9371 / FAX 223-8251

対象

高齢者や障がい者世帯など

内容

住宅用火災警報器を購入後に、身体的な理由等により取付けが困難な場合、消防職員が取付けの支援等にお伺いいたします。

●相談時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除く）

必要なもの

- 電池式の住宅用火災警報器

⑫厚木あんしんセンター (日常生活自立支援事業)

問 厚木市社会福祉協議会
☎ 225-2947 / FAX 225-3036

対象

判断能力が不十分な方で、日常生活において金銭の管理や書類等の保管が一人では困難な方

内容

【日常的金銭管理・福祉サービス利用援助サービス】
生活費の払出し・公共料金等の支払代行等の金銭管理や福祉サービスの利用手続きの援助等を行います。

●利用料：所得により支援1回あたり無料～2,500円

【書類等預かりサービス】
定期預貯金等の通帳、証書、実印等を金融機関の貸し金庫に保管します。

●利用料：年額6,000円

⑬車いすの貸出し

問 厚木市社会福祉協議会
☎ 225-2947 / FAX 225-3036

内容

在宅生活をする上で一時的に車いすが必要となった市内在住の方に短期間の貸出しを行っています。

●貸出期間：2か月以内(ただし、1か月の延長ができます。)

●利用料：無料

⑭愛の一声ごみ収集事業

問 環境事業課 ☎ 225-2790 / FAX 224-0920
※環境センター内

対象

市内在住で、ごみ出しが可能な世帯員がおらず、要介護2以上の認定を受けた世帯またはごみ出しが困難と判断される身体状況にあると認められる世帯

内容

対象世帯の玄関先などに出されたごみを収集します。ごみが出ていない場合は、安否を確認します。

住宅

①住宅設備改善に対する助成

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

介護保険については・・・・・・・・・・

介護福祉課 ☎ 225-2240 / FAX 224-4599

重度障がい者または保護者が住宅設備をその障がい者に適するよう改善する場合、その改善工事の費用を助成します。

対象

- ① 身体障がい2級以上の方で、移動が困難な方
- ② 相談所等において知能指数35以下と判定された方
- ③ ①に定める障がい3級の方で、相談所等において知能指数50以下と判定された方

内容

玄関・台所・便所等を改造する場合、最高80万円を限度として補助します。ただし、世帯の所得税額に応じて自己負担があり、事前協議が必要です。原則一居室につき1回までとします。

- ※ 介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度の住宅改修が優先されますので、担当課へ事前にお問い合わせください。
- ※ 天井走行式移動リフトの設置、環境制御装置の設置(いずれも設置工事費を除く)についても助成を行っております。要件等が異なりますので、詳細は障がい福祉課にお問い合わせください。

②障がい者グループホームの家賃助成

問 障がい福祉課 ☎ 225-2225 / FAX 224-0229

対象

障がい者グループホームに入居している厚木市の援護者(体験的な利用者、生活保護利用者等は除く)

内容

入居者が負担すべき月額家賃(食費、光熱水費、日用品費、共益費等は除く)を、2万円を上限に助成します。

③生活福祉資金(住居の増改築等に必要となる経費)の貸付

問 厚木市社会福祉協議会

☎ 225-2947 / FAX 225-3036

対象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯

内容

障がい等のために必要な住宅の増改築や補修等をするのにかかる費用の貸付制度です。

●貸付限度額：250万円

●返済期間：7年以内

※ 公的施策の活用が優先されます。

※ 見積書が必要です(2業者以上)

※ 貸付金利率は、連帯保証人(県内居住、別生計等)を立てた場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は1.5%(年利)の有利子です。

※ 諸条件等、詳細について相談が必要となりますので、貸付を希望される方は事前にお問い合わせください。

④市営住宅の入居優遇

問 住宅課 ☎ 225-2346 / FAX 224-0621

対象

- ① 身体障害者手帳の1～4級を交付されている方
- ② 療育手帳のA1、A2、B1の判定を受けた方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1、2級を交付されている方または障害年金1、2級を受給されている方

内容

申込者または申込者と同居しようとする親族に対象者がいる場合、公開抽選会での当選率が一般の方より優遇され3倍になります。

車いす利用者については、車いす専用住宅にお申込みできます。



毎年4月2日は国連の定めた 「世界自閉症啓発デー」です。

平成19年12月に、国連総会において、カタール王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。

自動車・交通等

①自動車運転訓練に対する助成

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

次の身体障害者手帳を交付されている方

- ・ 下肢機能障がい、体幹機能障がいおよび乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうちの移動機能障がいおよび内部機能障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうおよび直腸)の1級から4級
- ・ 上肢機能障がいおよび乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうちの上肢機能障がいの1級

内容

自動車運転免許証の普通自動車免許を取得する場合の技能教習に要した経費の3分の2の額について5万円を限度に助成します(1人1回まで)。

②自動車改造に対する助成

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

身体障害者手帳を交付されている方

内容

- ・ 自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合5万円を限度に助成します(所得制限があります)。
- ・ 1人につき主に運転する自動車1台1回まで

必要なもの

- 自動車改造の請求書 運転免許証
 - 車検証または自動車検査証記録事項
 - 身体障害者手帳
 - 預金通帳など振込先がわかるもの(請求者本人名義のもの)
 - 改造の箇所及び経費を明らかにした書類
- ※自動車改造が完了した日から起算して30日以内に申請が必要です。

③生活福祉資金(障がい者用自動車購入に必要な経費)の貸付

問 厚木市社会福祉協議会
☎ 225-2947 / FAX 225-3036

対象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯

内容

障がい者が自ら運転する自動車または障がい者と生計を同一にする者が、もっぱら当該障がい者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行う場合の貸付制度です。

- 貸付限度額：250万円
- 返済期間：8年以内
- ※車両本体価格(消費税込)は250万円以下(中古車両である場合は新車時の価格)
- ※ガソリン車の場合は、排気量2,000cc以下
- ※貸付金利率は、連帯保証人(県内居住・別生計等)を立てた場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は1.5%(年利)の有利子です。
- ※諸条件等、詳細について相談が必要となりますので、貸付を希望される方は事前にお問い合わせください。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方などの、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、電車やバスの中で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。 配布場所 障がい福祉課・介護福祉課



④自動車ガソリン購入券

問 障がい福祉課 ☎225-2221 / FAX 224-0229

① 自己運転ガソリン購入券(自己所有かつ自己運転の場合)

対象

市内に住所があり、居住している身体障害者手帳の1～3級を交付されている方
(視覚障がいのうち、視力障がいの方を除く)

内容

自動車を障がい者自らが所有し運転する場合、指定のガソリンスタンドで1枚1,200円分の給油ができるガソリン購入券1か月当たり2枚を申請月から3月分まで交付します。ただし、9月以降の申請は、8か月分(16枚)の交付となります。

必要なもの

- 身体障害者手帳 運転免許証
- 車検証または自動車検査証記録事項

② 家族運転ガソリン購入券(自己運転ガソリン購入券以外の場合)

対象

市内に住所があり、居住している以下の方

- ・ 身体障害者手帳1・2級の方(視覚障がい・じん臓機能障がいの方は3級まで対象)
- ・ 知能指数35以下の方
- ・ 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方

内容

生計を同じくする家族が障がい者のために自動車を運転する場合や、生計を同じくする家族が所有する自動車を障がい者が運転する場合、指定のガソリンスタンドで1枚1,200円分の給油ができるガソリン購入券1か月当たり1枚を申請月から3月分まで交付します。ただし、9月以降の申請は、8か月分(8枚)の交付となります。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 運転する方の運転免許証
- 車検証または自動車検査証記録事項

- ※ 特別養護老人ホーム等入所している方および他市町村の援護を受けている方は対象となりません。
- ※ 1リットル当たりの給油価格は、厚木市との協定価格によるもので月毎に異なります。
- ※ 「福祉タクシー利用券」、「かなちゃん手形購入費助成」、「高齢者タクシー利用券」との重複受給はできません。
- ※ 申請は、4月から3月までの期間1人1回のみです。
- ※ 券種の変更は年度内に1回限り可能です。

⑤福祉タクシー利用券

問 障がい福祉課 ☎225-2221 / FAX 224-0229

対象

市内に住所があり、居住している以下の方

- ・ 身体障害者手帳1・2級の方(視覚障がい、じん臓機能障がいの方は3級まで対象)
- ・ 知能指数35以下の方
- ・ 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 障害福祉サービス受給者証の障害種別5(難病)で障害支援区分のある方

内容

厚木市と「厚木市福祉タクシー利用協定」を結んでいる事業所でのみ利用できる、1枚400円の福祉タクシー利用券1か月当たり6枚を申請月から3月分まで交付します。ただし、9月以降の申請は、8か月分(48枚)の交付となります。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳または障害福祉サービス受給者証の障害種別5で障害支援区分のあるもの

- ※ 特別養護老人ホーム、障害者支援施設に入所している方および他市町村の援護を受けている方は対象となりません。
- ※ 「自己運転ガソリン購入券」、「家族運転ガソリン購入券」、「かなちゃん手形購入費助成」、「高齢者タクシー利用券」との重複受給はできません。
- ※ 申請は、4月から3月までの期間1人1回のみです。
- ※ 券種の変更は年度内に1回限り可能です。
- ※ 申請後、次年度以降自動更新となります。



身体障がい、知的障がい、精神障がい以外の このような障がい、知っていますか？

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。(発達障害者支援法参考)

高次脳機能障がい

病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がい。

※これは、一例です。

⑥ 運賃の割引

① タクシー運賃の割引

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

障がい者本人が乗車する場合に、障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃の10%が割引されます(迎車料等は対象となりません)。

ただし、タクシー事業者により異なる場合がありますので、詳しくはタクシー事業者に直接お問い合わせください。

必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

② バス運賃の割引

対象

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方。精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は、京浜急行、伊豆箱根バスが割引適用となっています。

内容

単独で乗車できる方は、手帳の提示により割引が受けられます。ただし、介護を要する第1種の身体障がい者および知的障がい者または12歳未満の身体障がい者および知的障がい者は、福祉事務所で発行する割引証の提示により介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。割引率は、普通運賃5割・定期3割となります。ただし、バス会社により異なる場合がありますので詳しくはバス会社にお問い合わせください。

窓口

障がい福祉課 (☎ 225-2221/FAX 224-0229)

必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

③ JR鉄道の運賃の割引

割引乗車券類	適用範囲	割引率
普通乗車券	単独で乗車する場合(片道100kmを超える区間)	5割引
	介護者とともに乗車する場合(距離制限なし)	本人および介護者とも5割引
回数券・急行券(特急券を除く)	介護者とともに乗車する場合	本人および介護者とも5割引
定期券	12歳以上の障がい者が介護者とともに乗車する場合	本人および介護者とも5割引
	12歳未満の障がい児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ5割引

割引乗車券類	適用範囲	割引率	
第2種	普通乗車券	単独で乗車する場合(片道100kmを超える区間)	5割引
	定期券	12歳未満の障がい児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ5割引

※ 鉄道バリアフリー料金を旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く)と合わせて収受する場合は、その合計額に対して5割の割引率が適用されます。

対象

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方

窓口

各駅の乗車券販売窓口

手続き

窓口到手帳を提示。なお12歳以上の第1種手帳所持者が、介護者とともに100kmまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能(有人改札を利用)。ICカード(Suica等)も利用できます。片道100kmを超える区間でも割引がされない場合もありますので、詳しくは各駅の乗車券販売窓口にお問い合わせください。

④ 私鉄(小田急電鉄等)・横浜市営地下鉄等の運賃の割引

対象

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方。精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている方は、京王電鉄、京浜急行電鉄、東急電鉄が割引適用となっています。

内容

JR運賃にほぼ準じた取扱いがなされています。

窓口

各駅の乗車券販売窓口

手続き

有人改札窓口到手帳を提示のうえ、障害者割引乗車券購入し自動改札機を利用、ICカード(PASMO等)も利用できます。鉄道会社により内容・取扱いが異なりますので、詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

⑤ 航空旅客運賃の割引

対象

3歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

介護者(1人まで)とともに割引が受けられます(国内航空運賃が対象)。航空会社または路線によって異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

窓口

各航空会社カウンター、営業所および指定代理店

必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

⑥ フェリー運賃の割引

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。

なお、割引率等はフェリー会社により異なりますので、各フェリー会社にお問い合わせください。

窓口

各フェリー会社

⑦ 障害者施設等通所交通費一部助成

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

社会福祉施設に通所し、作業活動等(工賃等を伴うものに限る。)を行っている障がい者で、厚木市の援護を受けている方。ただし、障害者支援施設に入所している方、他市援護者、生活保護法に基づく扶助を受けている世帯に属している方又は、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所距離が片道2キロメートル未満である方(身体の障害等の理由で特別に一般旅客自動車及び鉄道等の乗車を必要とする方を除く。)は対象外となります。なお、新規で申込をされる場合は施設との調整が必要となりますので、お問い合わせください。

内容

以下のいずれかの方法により社会福祉施設に通所する障がい者に対し、通所に要した交通費の一部を助成します。

① 電車・バス

通所に要した月額交通費(障害者割引適用後の額で、1か月当たりの上限額定期券の金額)の3分の2の額

② 施設有料送迎

負担した実額の3分の2の額
(1か月当たりの上限額 5,000円)

③ 自家用車・介護タクシー

通所距離が10km未満の場合は日額100円、10km以上の場合は日額200円とし、日額に通所日数をかけた金額(1か月当たりの上限額 5,000円)

※ 自家用車は、障がい者本人を日常的に介護している方が運転している場合に限り助成し、また、一か月の中で通所の方法をいくつか併用した場合、主として利用した方法により算定します。

※ 通所先の施設から通所のための経費の支給を受けている場合又は、障害福祉サービス等に送迎加算が含まれている場合は、その支給額を差し引いた額となります。

⑧ 有料道路通行料金の割引

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

○療育手帳A1およびA2を所持している方

身体障害者手帳を所持している方

※第1種の方は介護者が運転し、手帳所持者が乗車している場合

※第2種の方は自己運転のみ

自動車の範囲

当該障がい者または親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(第2種の方は除く)、福祉有償運送車両(第2種の方は除く)など、

※事前に本割引の申請手続きは必要です。

内容

有料道路を通行する際、通行料金の5割程度が割り引かれます。ETC無線走行(ノンストップ走行)でも利用できます。

通行方法

【一般レーンの場合】

料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された手帳を提示し、所定の料金を払って通行します。

●ご本人が運転される場合

道路 相模000-ふ0000
○年 ○月 ○日まで

●ご本人以外の方が運転される場合

道路 相模000-ふ0000
介護 ○年 ○月 ○日まで

※「介護」と記載のない場合、本割引は適用されません。

【ETCレーンの場合】

ETC割引の利用開始日を指定した通知が自宅に郵送されますので、通知内容確認後、登録したETCカードを挿入し、ETCレーンを通行します。

※オンラインによる申請もできます。

オンライン申請受付サイト(マイナポータルと連携)

<https://www.expressway-discount.jp>にて申請。

必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 車検証または自動車検査証記録事項
- 運転免許証(手帳第2種の方のみ)

【ETCを利用する場合】

- ETCカード(本人名義。ただし障がい者が未成年の場合、親権者の名義でも可能)
- ETC車載器管理番号のわかるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書)
- オンライン申請もできます
<https://www.expressway-discount.jp>

⑨自動車運転免許取得のための安全運転相談

問 神奈川県警察運転免許センター安全運転相談室
☎ #8080[シャープハレバレ](つながらない場合は
045-365-3111(代))

聴覚障がい者専用FAX045-363-7816

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1

- ① 月～金曜日(祝日、休日、年末年始の休日を除く)
午前9時30分～11時、午後2時～4時
- ② 毎月第3日曜日(二輪実車に類するものを除く)
午前8時30分～11時、午後1時～3時

内容

障がいのある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センター安全運転相談室で運転適性検査・相談を受け付けています。費用は無料です。

必要なもの

身体障害者手帳等身分を証明できるもの

⑩福祉有償運送

問 地域包括ケア推進課

☎ 225-2220 /FAX 224-4599

対象

身体・知的・精神障がい者や、介護保険の要介護者・要支援者等で移動困難な方
なお、福祉有償運送を利用するには、あらかじめ事業者への登録が必要になります。

内容

利用料金については、タクシー料金の半額を目安に各事業者が設定します。
料金体系の詳細については、事業所へ直接お問い合わせください。

⑪駐車禁止除外指定車

問 厚木警察署交通第一課交通総務係

☎ 223-0110(代) /FAX 223-0110

手続き方法等、詳細は警察署にお問い合わせください。

対象

- ① 身体障害者手帳を交付されている方で、次の歩行困難と認められる方
 - ㊦視覚障がい 1～3級および4級の①
 - ㊧聴覚障がい 2～3級
 - ㊨平衡機能障がい 3級
 - ㊩上肢障がい 1～2級の①および2級の②
 - ㊪下肢障がい 1～4級
 - ㊫体幹障がい 1～3級
 - ㊬内部機能障がい 1～3級
 - ㊭乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
 - (a)上肢機能 1～2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
 - (b)移動機能 1～2級
- ② 児童相談所または総合療育相談センターにおいて知的障がい者と判定された方でA1またはA2に該当する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級を交付されている方で、精神通院医療に係る自立支援医療の支給を受けている方

内容

公安委員会から交付される駐車禁止除外指定標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます(法定駐車禁止場所を除く)。

必要なもの

- 障害者手帳およびその写し(A4サイズで氏名、生年月日、住所、障がい名、個別等級記載の部分が確認できるもの)
 - 障がい者本人の住民票(申請日から3か月以内に発行のもので、コピーしたものでも可)
- ※更新の場合は旧標章の写し1部

教育・保育

①就学相談・就学指導

問 市教育委員会教育指導課
☎ 225-2660 / FAX 223-0089

障がいのある児童・生徒に対する義務教育は小学校・中学校・特別支援学校の中でいろいろな指導形態で行われています。就学相談・就学指導は、常に一人一人の障がいのある児童・生徒にとって「最も必要かつ適切な教育の場」を配慮するために行われるものです。

内容

保護者の申し出を受けて医師・学識経験者・児童相談所および小学校長・中学校長等の関係者を委員とする教育支援委員会に諮り、児童・生徒の障がいの状況により、小学校・中学校の通常の学級・特別支援学級および特別支援学校への就学相談(指導)を行います。

※ 厚木市内の特別支援学級の設置状況は直接担当課にお問い合わせください。

②特別支援学級

問 市教育委員会教育指導課
☎ 225-2660 / FAX 223-0089

市立各小学校・中学校において、少人数の学級編成のもと、個に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童・生徒の教育的ニーズに合った教育をする学級です。

内容

特別支援学級には知的障がい、難聴、弱視、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の種別があります。

③特別支援学校(県立)

問 各特別支援学校
☎ P72参照(特別支援学校)

児童・生徒それぞれの障がいの状況に応じた教育を行う神奈川県立の学校です。特別支援学校の小学部・中学部への入学・転学を希望する場合は、市の就学相談が必要となります。学校の詳細は、直接各特別支援学校にお問い合わせください。

① 視覚障がい

対象

両眼の視力が、おおむね0.3未満または視力以外の視機能障がいが高く、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能または著しく困難な程度の方

内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいを改善・克服するため感覚訓練や歩行訓練・点字指導等を行っています。なお、高等部では社会的自立を目指して、はり・きゅう・マッサージ等の専門の職業科目も設けています。

② 聴覚障がい

対象

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能または著しく困難な程度の方

内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいを改善・克服するため聴覚訓練や発声・発語指導および読話指導等を行っています。なお、高等部には、社会的自立を目指して専門教育を主とする総合生活デザイン科・情報応用ビジネス科・理容美容科・印刷科等があります。

③ 知的障がい

対象

- ① 知的発達の遅れのため、意思疎通が困難で日常生活において支障があり、援助を必要とする程度の方
- ② 上記の程度未満で、社会生活に適応することが著しく困難な方

内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、日常生活、作業等基本動作の学習や、知的能力の遅れや言語障がい・感覚障がい等を改善克服する指導を行っています。なお、高等部では社会的自立を目指してキャリア教育、職業教育を重視し、職場実習等を行っています。

④ 肢体不自由

対象

- ① 肢体不自由の状態が補装具を使用しても歩行等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度の方
- ② 上記の程度未満で、常時の医学的な観察指導を必要とする程度の方

内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、体力づくり、感覚機能、運動機能の向上、基本的生活習慣の自立、情緒の安定、社会性の伸長等を図る指導を行っています。

⑤ 病弱(身体虚弱を含む)

対象

- ① 疾患の状態(慢性の呼吸器系疾患等)が継続して医療または生活規制を必要とする程度の方
- ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の方

内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、病気の回復や克服のための知識や習慣を身に付けたり、回復意欲の向上を図ったりする指導を行っています。

④通級指導教室

問 市教育委員会教育指導課
☎ 225-2660 / FAX 223-0089

読み書きに時間がかかったり、友達とのコミュニケーションがうまく取れなかったりするなど、学校生活で困っていることがある児童に対して、個に応じた指導・支援を行うために「ことばの教室」と「えがおの教室」を設置しています。通級指導教室設置校では、原則授業時間内に指導を行います。設置校以外の児童は通学している小学校に在籍したまま、通級区域の設置校に通級し指導を受けます。

●設置校：厚木小学校、北小学校、厚木第二小学校
鷹尾小学校、森の里小学校

対象

市立小学校の通常の学級に在籍し、上記のようなことで心配や気にかかることがある児童（在籍する校長の承認、保護者の送迎が必要です）。

内容

通級による指導は、一人一人の特性に応じて個別指導を行います。また、必要に応じてグループ指導も行います。なお、指導の回数及び時間は、週1～2回、原則1時間程度です。

⑤特別支援教育就学奨励費

問 特別支援学級在籍、もしくは、通常学級に在籍し、「学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度」に該当する児童・生徒および通級指導教室通級児童については

各学校

市教育委員会学務課

☎ 225-2650 / FAX 223-0089

特別支援学校に就学している児童・生徒については
在籍している学校

特別支援学級・特別支援学校等に就学している児童・生徒が等しく勉学に励むことができるよう、学用品費等の一部を援助します。

対象

- ・特別支援学級に在籍、もしくは通常学級に在籍し「学校教育法施行令第22条の3で定める障がいの程度」に該当している児童・生徒または特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者で、収入が一定基準に達しない方
- ・通級指導教室等に通級している児童・生徒の保護者

内容

- ① 学用品等購入費・校外活動費の一部
 - ② 通学費の実費または一部
 - ③ 新入学児童・生徒学用品費の一部
 - ④ 修学旅行費の一部
 - ⑤ オンライン通信費の一部
- ※通級指導教室通級児童については通学費のみが対象となります。

⑥学校等訪問看護支援事業

問 小・中学校の場合・・・
教育指導課☎ 225-2675 / FAX 223-0089
保育所の場合・・・
保育課☎ 225-2231 / FAX 221-0261
幼稚園の場合・・・
こども育成課☎ 225-2262 / FAX 225-4612

対象

- 次の要件を満たす市内在住の児童・生徒
- ① 市立小・中学校、認可保育所（3歳児クラス以上）、幼稚園（3歳児クラス以上）に通う方
 - ② 経管栄養、導尿など短時間で定時の処置が必要な医療的ケアが必要な方

内容

日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校や保育所、幼稚園に通えるよう、訪問看護事業者から看護師を配置します。

※制度の利用には、事前相談が必要です。
保育所は原則として4月入所となるため、相談後に1次入所申込みが必要です。



あつぎマイサポートブック

お子さんの成長を記録し、支援をつないでいくためのファイルです。生まれてからの成長の記録、支援や教育の記録をファイルして、一本の大きな木のように一貫性のある方針のもとでかかわっていくことができます。

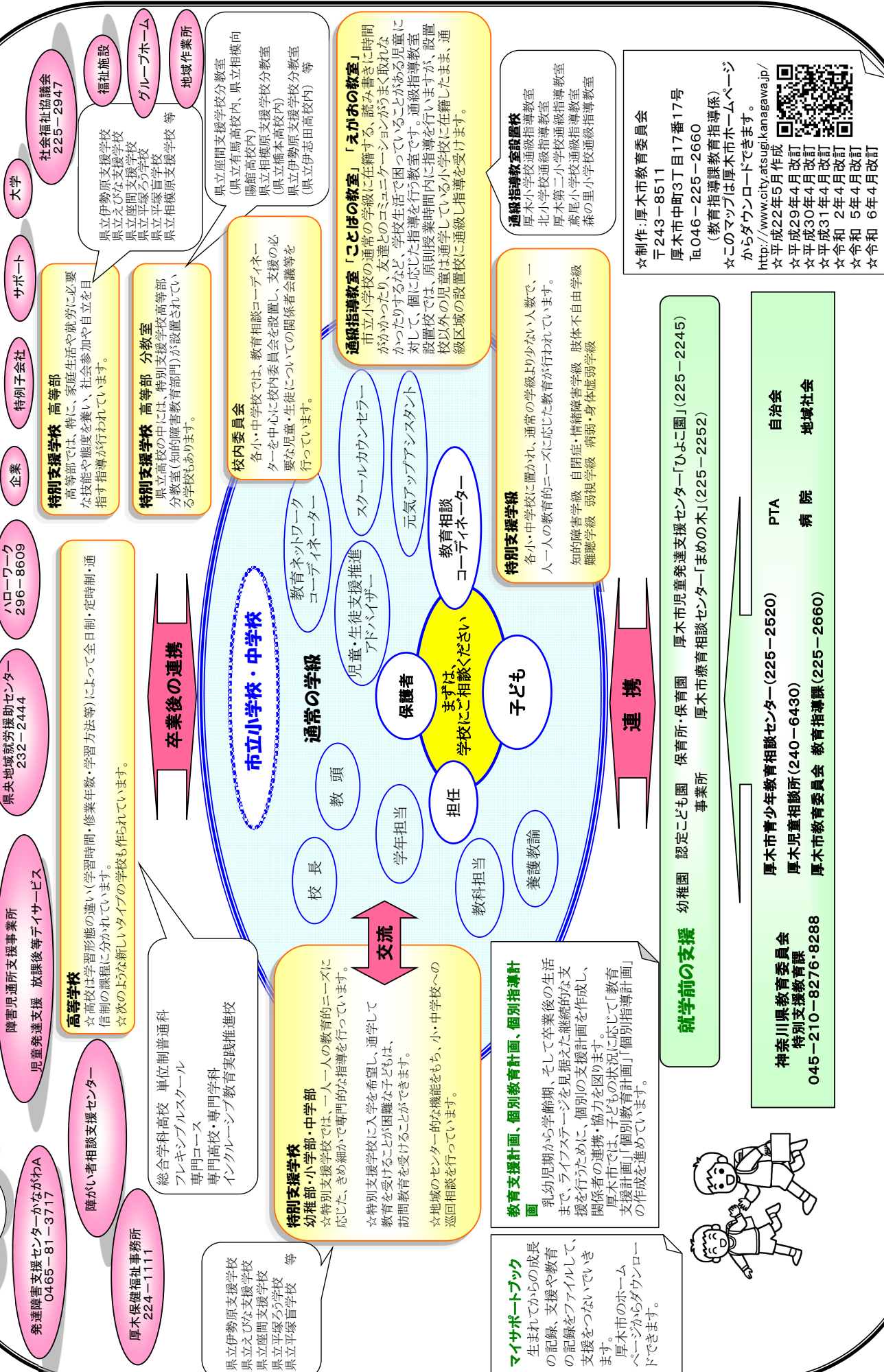
市ホームページからダウンロード可能です。

（厚木市障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉課などで配布）



厚木市 支援の必要な児童・生徒のための ネットワークマップ

未来を担う
人づくりのために



- 社会福祉協議会 225-2947
- 大学
- サポート
- 企業
- 特別子会社
- ハローワーク 296-8609
- 障害児通所支援事業所
- 児童発達支援 放課後等デイサービス
- 発達障害支援センター 0465-81-3717
- 厚木保健福祉事務所 224-1111

特別支援学校 高等部
高等部では、特に、家庭生活や就労に必要な技能や態度を養い、社会参加や自立を目指す指導が行われています。

特別支援学校 高等部 分教室
県立高校の中には、特別支援学校高等部分教室(知的障害教育部門)が設置されている学校もあります。

校内委員会
各小・中学校では、教育相談コーディネーターを中心に校内委員会を設置し、支援の必要な児童・生徒についての関係者会議を行っています。

通級指導教室「ことばの教室」「えがおの教室」
市立小学校の通常の学級に在籍する、読み書きに時間がかかったり、友達とのコミュニケーションがうまく取れなかったりするなど、学校生活で困っていることがある児童に対して、個に応じた指導を行う教室です。通級指導教室設置校では、原則授業時間内に指導を行います。設置校以外の児童は通学している小学校に在籍したまま、通級区域の設置校に通級指導を受けられます。

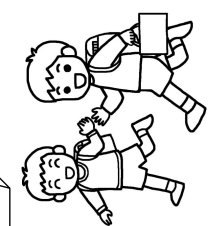
特別支援学級
各小・中学校に置かれ、通常の学級より少ない人数で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われています。
知的障害学級 自閉症・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級 弱視学級 病弱・身体虚弱学級

☆制作: 厚木市教育委員会
〒243-8511
厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046-225-2660
(教育指導課教育指導係)
☆このマップは厚木市ホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
☆平成22年5月作成
☆平成29年4月改訂
☆平成30年4月改訂
☆令和2年4月改訂
☆令和5年4月改訂

就学前の支援
幼稚園 認定こども園 保育所・保育園 厚木市児童発達支援センター「ひよこ園」(225-2245)
事業所 厚木市療育相談センター「まめの木」(225-2252)
厚木市青少年教育相談センター(225-2520)
厚木児童相談所(240-6430)
厚木市教育委員会 教育指導課(225-2660)

神奈川県教育委員会
特別支援教育課
045-210-8276・8288

PTA 自治会
病院 地域社会



地域療育

①療育相談センター「まめの木」

問 こども家庭センター
☎ 225-2252 / FAX 222-3460

対象

発達に何らかの心配のある児童とその保護者

内容

発達上何らかの心配のある児童に関する相談およびグループや個別指導で経過を観察しながら、支援の提案をします。気軽に立ち寄れる親子サロンも常設していますので、詳細は窓口にお問い合わせください。

②地域支援事業

問 こども家庭センター
☎ 225-2252 / FAX 222-3460

対象

保育所、幼稚園、学校、障害児通所・相談支援事業所、その他関係機関等

内容

発達障がい理解促進のための研修や巡回相談等を行います。詳細は窓口にお問い合わせください。



毎年4月2日から4月8日は 「発達障害啓発週間」です。

発達障がいのある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮される場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。

発達障がいの人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして発達障がいに対する理解が必要です。

それぞれの障がいの特性

自閉スペクトラム症

- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、こだわり
- 言葉の発達の遅れ（ない場合もある）

学習障がい LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が全体的な知的発達に比べて極端に苦手

注意欠如・多動症 ADHD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

就労・訓練

①職業紹介

問 厚木公共職業安定所(ハローワーク厚木)
☎ 296-8609(部門コード45#)
/FAX 223-2016

内容

公共職業安定所(ハローワーク)に専門の担当者が置かれており、職業相談・就職からアフターフォローまで一貫したサービスが行われています。

②職業訓練

問 厚木公共職業安定所(ハローワーク厚木)
☎ 296-8609(部門コード45#)
/FAX 223-2016

内容

障がい者の能力に適した職業訓練を行い就職・自立を目指すもので、訓練期間は1か月から2年間であり訓練手当が支給される場合もあります。

③たばこ小売販売業の許可申請

問 関東財務局理財部理財第三課
☎ 048-600-1121/FAX 048-600-1227

内容

製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり、身体障害者福祉法4条に規定する障がい者の方は、許可基準が緩和されます。緩和により許可を受けた方は、原則として自らたばこ販売業に従事する必要があります。

④障がい者雇用奨励交付金

問 産業振興課 ☎ 225-2585 /FAX 223-7875

内容

毎年8月1日時点で、市内で1年以上継続して事業を営んでいる従業者数が300人以下の企業で、市内の事業所に障がい者を1年以上継続して常用雇用し、障害者雇用率を達成している事業主に奨励金が交付されます。

交付金額は市内の事業所に1年以上勤務する常用雇用の障がい者のうち、市内に住所を有する障がい者1人につき年額10万円、市外に住所を有する障がい者1人につき5万円で、障がい者を雇用した日から1年を経過した日以後最初に到来する8月1日から起算し10年を限度として、雇用の期間中に毎年1回交付されます。申請は8月中に郵送または窓口へ。

※ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されていない方および身体障がい者または知的障がい者であることを証する書類を交付されていない方は、対象外。

⑤就労相談

問 厚木市障がい者基幹相談支援センター
ゆいはあと

☎ 225-2904/FAX 295-3410

県央地域就労援助センター「ぼむ」(海老名市):
(最寄り駅:相模鉄道さがみ野駅北口出口から徒歩約2分)☎ 232-2444/FAX 295-3410

内容

県央地区に在宅の障がい者(身体・知的・精神)の方の就労相談・援助を登録制で行っています。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」～ともに生きる社会を目指して～

この条例は、神奈川県が令和3年11月「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、令和4年10月に条例を制定し、令和5年4月に施行しました。

条例の目的は、当事者目線の障がい福祉の推進について、基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって障がい者が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

当事者目線の障がい福祉の推進は、すべての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられることを旨として図られなければならないこと等が基本理念として定められました。

税・使用料の減免等

① 所得税および個人住民税の障害者控除

問 所得税は **厚木税務署 ☎ 221-3261 ※自動音声案内**
 個人住民税は **市民税課 ☎ 225-2010/FAX 223-5792**

納税者本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

※ 同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方(例えば、パート収入が103万円以下でほかに所得がない方)をいいます。

		納税者本人の場合	納税者の同一生計配偶者または扶養親族の場合
所得控除の判定時期	所得税	その年の12月31日(その方が、その年の中途において死亡または出国した場合には、その死亡または出国の時)の現況によって判定します。	その年の12月31日(納税者がその年の中途において死亡または出国した場合にはその死亡または出国の時)の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。
	住民税 個人	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。	課税年度の前年の12月31日の現況によって判定します。ただし、対象者がその当時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。

		障害者	特別障害者
税法上の障がい者の範囲			① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方
		① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により、知的障がい者と判定された方(療育手帳B1またはB2の交付を受けている方)	② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により、重度の知的障がい者と判定された方(療育手帳A1またはA2の交付を受けている方)
		② 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(2級または3級)	③ 精神障害者保健福祉手帳に、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障がい等級が1級と記載されている方
		③ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある方として記載されている方(3級から6級まで)	④ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいの程度が1級または2級と記載されている方
		④ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方	⑤ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上または身体上の障がいの程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第3項症までの方
		⑤ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の方で、その障がいの程度が「障がい者の範囲」の①または③に掲げる方に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方	⑥ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の方で、その障がいの程度が「特別障害者の範囲」の①、②または④に掲げる方に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている方
			⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
			⑧ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方
控除額	所得税	所得金額から27万円の控除	所得金額から40万円の控除 (同居特別障害者に該当する場合、所得金額から75万円の控除)
	住民税 個人	所得金額から26万円の控除	所得金額から30万円の控除 (同居特別障害者に該当する場合、所得金額から53万円の控除)

② 個人住民税の障害者非課税

問 市民税課 ☎ 225-2010/FAX 223-5792

対象者

賦課期日(1月1日)において、納税者本人が税法上の障がい者に該当する場合

内容

本人の合計所得金額が135万円以下のときは、所得割と均等割が非課税となります。

③ 相続税の障害者控除 贈与税等の非課税

問 厚木税務署 ☎ 221-3261 ※自動音声案内

対象者

① 【相続税の障害者控除】

相続(遺贈を含む。)により財産を取得した相続人が日本国内に住所を有する障がい者(一時居住者で、かつ被相続人が外国人被相続人または非居住被相続人である場合を除く。)で、かつ、法定相続人である場合には、その者の相続税額から、障害者控除として相続開始の日の年齢(1年未満切捨て)からその者が満85歳に達するまでの年数1年につき、特別障害者の場合には20万円、障害者の場合には10万円を乗じて計算した金額が控除できます。この場合、障害者控除を受けることができる金額がその者の相続税額を超える場合には、その超える金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続(遺贈を含む。)により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

② 【特定障害者に対する贈与税の非課税】

国内に居住する特定障害者(特別障害者および障害者のうち精神に障がいがある方をいいます。)

④ 個人事業税の 障害者非課税または減免

問 神奈川県厚木県税事務所事業税課

☎ 224-1111(代) / FAX 225-1785

対象者

- ① 両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が0.06以下の方で、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方は課税されません。
- ② 1級から4級までの身体障害者手帳を交付されている方で、個人で事業を行っている方は、納期限までの申請により、申請された年度分以後の各年度分の税額から5,000円を限度として減免されます。

⑤ 自動車税または軽自動車税の種別割および自動車税または軽自動車税の環境性能割の減免

問 軽自動車税(種別割)は 市民税課 ☎ 225-2012/FAX 223-5792

上記以外は 神奈川県自動車税管理事務所課税課 ☎ 045-716-2111(代)/FAX 045-716-3199
または神奈川県厚木県税事務所管理課管理第二班 ☎ 224-1111(代)/FAX 225-1785

■ 自動車税(種別割)

減免の対象となる自動車	減免	備考
障がい者が所有する自動車	年税額 45,400円 (限度)	減免台数は、障がい者一人につき 自家用車1台 リース車不可
障がい者の方と生計を一にする方がもつばら障がい者のために運転するもの		
障がい者の方と生計を一にする方がもつばら障がい者のために使用される自動車		
障がい者等のみで構成される世帯の障がい者が所有する自動車	当該障がい者を常時介護する方が当該障がい者のためにもつばら運転するもの	
障がい福祉施設入所者を養護する者、または養護者と障がい者の方と生計を一にする方が所有し、入所者の一時帰宅に使用される自動車	自動車税(種別割)額の1/2(ただし、年税額 22,700円を限度)	
構造上、障がい者の利用にもつばら供される自動車	全額	事前にお問い合わせください。

■軽自動車税(種別割)

減免の対象となる自動車	減免	備考
公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等	全額	事前にお問い合わせください。
障がい等のある方または障がい等のある方と生計を一にする方が所有し、当該障がい等のある方のために使用される軽自動車等 ※対象となる障がいの程度(P56)をご確認ください。		減免台数は、障がい者一人につき1台
その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等		事前にお問い合わせください。

■自動車税または軽自動車税の環境性能割

減免の対象となる自動車(軽自動車を含む)		減免	備考
障がい者が所有する自動車	もっぱら障がい者が運転するもの 障がい者の方と生計を一にする方がもっぱら障がい者のために運転するもの	課税標準額(自動車の取得価額)で300万円(税率が3%の場合、税額で9万円)を限度	減免台数は、障がい者一人につき自家用車1台 リース車不可(自動車、軽自動車の区別なし)
障がい者の方と生計を一にする方が所有し、もっぱらその障がい者のために使用される自動車	もっぱら障がい者が運転するもの 障がい者の方と生計を一にする方がもっぱら障がい者のために運転するもの		
障がい者等のみで構成される世帯の障がい者が所有する自動車	当該障がい者を常時介護する方が当該障がい者のためにもっぱら運転するもの		
障がい者等の利用に供するため、または身体障がい者自らが運転するために構造変更を行った場合		環境性能割額の一部	事前にお問い合わせください。
構造上、障がい者の利用にもっぱら供される自動車	車検証の車体形状欄に「車いす移動車」または「入浴車」と記載されている自動車など	全額	

- ※ 「障がい者」とは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者のうち、手帳の交付を受けている方で次頁に掲げる対象のいずれかに該当する方をいいます。
- ※ 「障がい者の方と生計を一にする方」とは、障がい者の方と日常の生活の資を共にする方をいいます。なお、障がい者の方と同居している方や、障がい者の方の住所地からおおむね半径2km以内にお住まいの親族の方については、明らかに互いに独立した生活をしていると認められる場合を除いて、「障がい者の方と生計を一にする方」とする取扱いをしています。
- ※ 軽自動車税(環境性能割)は市町村税ですが、当分の間、神奈川県が減免の受付を行います。

対 象

該当する障がいの程度		障がいの級別・程度						
障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
下	肢	●	●	●	●	●	●	●
体	幹	●	●	●		●		
上	肢	●	●					
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	●	●	(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●
視	覚	●	●	●	● ^注			
聴	覚		●	●				
音声または言語				●				
平衡				●		●		
心臓		●		●	●			
じん臓		●		●	●			
呼吸器		●		●	●			
ぼうこうまたは直腸		●		●	●			
小腸		●		●	●			
免疫		●	●	●	●			
肝臓		●	●	●	●			
知的		A1またはA2						
精神		●						

(注) 視覚障がい4級のうち、4級の1(視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下(3級の2に該当するものを除く。))は減免の対象となりませんが、4級の2(周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下)および4級の3(両眼開放視認点数が70点以下)は対象とはなりません。

※ そしゃく機能障がいは該当になりません。

・ 戦傷病者手帳

該当する障がいの程度		恩給法別表第1号表ノ2							第1号表ノ3		
障がいの区分		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	第4 項症	第5 項症	第6 項症	第1 款症	第2 款症	第3 款症
視	覚	●	●	●	●	●					
聴	覚	●	●	●	●	●					
平衡機能障害		●	●	●	●	●					
音声機能障害または 言語機能の障害		●	●	●	●	●					
上肢不自由		●	●	●	●						
下肢不自由		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
体幹不自由		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害		●	●	●	●						
じん臓機能障害		●	●	●	●						
呼吸器機能障害		●	●	●	●						
ぼうこうまたは 直腸の機能障害		●	●	●	●						
小腸機能障害		●	●	●	●						

減免申請

必要書類	本人所有 本人運転	左記以外	備考
本人確認書類	○	○	申請者(納税義務者)の運転免許証等
個人番号カード または通知カード	○	○	申請者(納税義務者)※軽自動車税(種別割)のみ
障害者手帳	○	○	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
運転免許証	○	○	運転される方
自動車検査証	○	○	
減免申請書	○	○	自動車税(種別割)・自動車税または軽自動車税の環境性能割の用紙は 県税事務所に、軽自動車税(種別割)の用紙は市民税課にあります。
代理人選任届(委任状)	○	○	代理申請の場合(納税義務者本人、同居の親族の場合を除く)
施設入所者一時 帰宅必要書類	・減免申請書、身体障害者手帳等、自動車検査証、施設長が発行する証明書(一時帰宅先および年間一時 帰宅(予定)日数が記載されているもの) ・その他(身体障害者手帳または療育手帳の保護者欄で養護者の確認が取れない時) 住民票、戸籍謄本、健康保険証、入所決定通知書等		

【注意事項】

※ 障がい者の方と生計を同じくする者が同居ではない場合は、障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類(所得税確定申告書の控えなど)が必要です。

なお、障がい者の方の住所地からおおむね半径2km以内にお住まいの親族の場合は、親族であることが確認できる書面(戸籍謄本など)をもって必要な書類に代えることができます。

※ 「身体障がい者等のみで構成される世帯の障がい者の方」が所有する自動車税の減免申請について

1 同世帯全員の住民票と障害者手帳の提示が必要です。

2 常時介護者が運転する場合は以下の①、②の両方を満たすことが必要です。その上で、運転者の誓約書を提出していただきます。

① 1年以上の間、障がい者のために自動車の運転を行っていることまたはその見込があること。

② 週3日程度は、障がい者のために自動車の運転を行っていることまたはその見込があること。

なお、誓約書の内容は、おおむね次のとおりです。

誓約書

私が運転を行う(障がい者氏名)所有の自動車につき、(障がい者氏名)のためにのみ運転を行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

常時介護者住所
常時介護者氏名

※ すでに減免を受けている車がある場合

○ 抹消・譲渡したとき(自動車税)

当該車を抹消登録していること、または当該車を譲渡していることが確認できる書類が必要です。

○ 身体障害者手帳を福祉事務所に返却したり、住所を変更したときなど、減免の適用要件に該当しなくなった場合または減免申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「県税の減免に係る届出書」を自動車税管理事務所または最寄りの県税事務所に提出してください。

※ 軽自動車等の抹消・移転(名義変更)の手続き場所

【原動機付自転車(125cc以下、小型特殊自動車)】
厚木市市民税課 (☎ 225-2012)

【軽二輪車(125cc~250cc以下)
および二輪の小型自動車(250cc超)】

相模自動車検査登録事務所(☎ 050-5540-2037)

【三輪、四輪以上の軽自動車(660cc以下)】

軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所
(☎ 050-3816-3120)

【普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車】

神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所
(☎ 050-5540-2037)

※ 軽自動車税(種別割)の減免を受ける場合は、5月に納税通知書(継続の方は減免申請書)が届いてから納期限(5月31日)までに申請をしてください。なお、軽自動車税(種別割)については、納期限後の申請はできませんのでご注意ください。

※ 自動車税(種別割)の減免を受ける場合は、納税通知書に記載された納期限(5月31日)までに申請をしてください。なお、自動車税(種別割)については、提出期限後も減免申請書を提出することができますが、この場合の減免額は、減免申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。

※ 新規登録車の自動車税(種別割)の減免を受ける場合は、自動車を登録した日から1月を経過する日まで(例 自動車を登録した日が2月1日の場合の減免申請期限は、3月1日)に申請書を提出すると新規登録時に申請があったとみなされて減免になります。ただし、自動車税または軽自動車税の環境性能割の減免については、新規登録日に減免申請の対象となっている条件が全て整っていることが必要です。

⑥住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税(家屋)減額措置

問 資産税課 ☎ 225-2031 / FAX 223-3597

対象家屋

対象条件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ② 次のいずれかの方が居住する住宅であること。
 - ・65歳以上の方
 - ・要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ・障がいのある方
- ③ 人の居住の用に供する部分の割合が、延床面積の2分の1以上であること。
- ④ 当該家屋の床面積(区分所有家屋の場合は専有面積)が50㎡以上280㎡以下であること。
- ⑤ 他の固定資産税の減額を受けていないこと。また、以前にバリアフリー改修工事に係る減額を受けたことがないこと。ただし、熱損失防止改修(省エネルギー改修)住宅の減額のみ併用可能。

工事要件

工事要件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 改修工事が完了していること。
- ② 次の改修工事のいずれかが行われていること。
 - ・廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室の改良
 - ・便所の改良・手すりの取付け・床の段差の解消
 - ・引き戸への取替え・床表面の滑り止め化
- ③ 補助金等を除く自己負担費用が50万円を超えていること。

内容

改修工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする課税年度分の家屋に係る固定資産税(都市計画税は除く)の3分の1を減額する制度です。ただし一戸あたり100㎡分までが対象となります。

※法律改正等により、要件等が変更になる場合があります。詳しくは資産税課にお問い合わせください。

必要なもの

- バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書
- 納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は提出不要)
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの。工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可)
- 改修工事箇所の図面・写真(改修前・改修後)
- 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの。)
- 補助金等の交付・給付を受ける場合は、交付・給付決定を受けたことを確認することができる書類

※適用を受けるためには、改修後3か月以内に市に申告していただく必要があります。期限内に申告できない場合は、お問い合わせください。
※市外在住の方は上記以外に書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

⑦水道料金の減免

問 神奈川県営水道お客さまコールセンター
☎ 0570-005959 / FAX 0570-014032

対象

- ・児童扶養手当を受給している方がいる世帯
- ・特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯
- ・療育手帳A1・A2の方がいる世帯
- ・身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯
- ・要介護4・5の方がいる世帯
- ・次のうち2つ以上の障害者手帳を交付されている方がいる世帯

※同一の方が2つ以上の障がいを有する場合のみ

- ① 身体障害者手帳3級
- ② 療育手帳B1・B2
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級

※対象の方が施設入所および長期入院の場合は、対象になりません。

内容

水道料金の基本料金と基本料金に係る消費税等相当額が減免されます。申請は窓口・郵送・電子申請にて受け付けております。詳しくはお客さまコールセンターや水道営業所へお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当証書
- 児童扶養手当証書
- 介護保険被保険者証
- 水道料金領収書等(水道料金の領収書があればご用意ください)

※同一市内の引越しであっても申請されないこと減免は継続されませんので、ご注意ください。

⑧厚木市営自転車等

駐車場駐車料の減免

問 暮らし交通安全課 ☎ 225-2760 / FAX 221-0260

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内容

厚木市営自転車等駐車場を定期使用する場合、駐車料の2分の1が減免になります。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

⑨厚木市ふれあいプラザ 利用料金の免除

問 厚木市ふれあいプラザ
☎ 225-2081 / FAX 225-4055

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方および介護者1名

内 容

厚木市ふれあいプラザを利用する際の個人利用料が免除になります。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

⑩厚木市荻野運動公園 プール使用料の免除

問 厚木市荻野運動公園
☎ 225-2900 / FAX 242-6007

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方および介護者1名

内 容

厚木市荻野運動公園プールを利用する際の使用料が免除になります。事前に減免申請書を提出し、承認を受けてください。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

⑪厚木市子ども科学館プラネタリウム 観覧料の免除

問 厚木市子ども科学館
☎ 221-4152 / FAX 224-9666

対 象

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方および介護者
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方が属する障がい者施設等の団体およびその引率者

内 容

厚木市子ども科学館のプラネタリウム観覧料が免除になります。

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
- (団体においてはプラネタリウム観覧料免除申請書の提出が必要です)

⑫身体障害者補助犬の登録手数料、 狂犬病予防注射済票交付手数料の免除

問 生活環境課 ☎ 225-2750 / FAX 223-1668

対 象

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）

内 容

身体障害者補助犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、鑑札の再交付手数料および狂犬病予防注射済票再交付手数料を免除します。

必要なもの

- 身体障害者補助犬認定証

⑬NTT電話番号案内料の免除

問 NTT東日本 ふれあい案内担当 ☎ 0120-104174
午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始を除く)

対象

- ① 身体障害者手帳を交付されている次の方
 - ・視覚障がい1級～6級
 - ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1級、2級
 - ・聴覚障がい2級、3級、4級、6級
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい3級、4級
- ② 戦傷病者手帳を交付されている次の方
 - ・視覚障がい：特別項症～第6項症
 - ・肢体不自由(上肢)：特別項症～第2項症
 - ・聴覚障がい：第2項症、第4項症
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい：第1項症、第2項症、第4項症
- ③ 療育手帳を交付されている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

※ご利用にあたっては、事前登録が必要です。

⑭NHK放送受信料の免除

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229
NHK横浜放送局 経営管理企画センター
〒231-8324 横浜市中区山下町281
☎ 045-212-2661 / FAX 045-212-0218
(受付) 平日 午前10時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始を除く)

全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

半額免除

以下の障がいの認定を受けている方が住民基本台帳法にいう世帯主で、かつNHKとの受信契約者である場合

- ① 視覚障がい者または聴覚障がい者
- ② 身体障害者手帳1・2級
- ③ 療育手帳A1・A2
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級

必要なもの

- 身体障害者手帳 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 免除申請書 印鑑

※ 市外から転入された場合や、郵送で申請される場合は、必要な書類が異なりますのでお問い合わせください。

申請方法

免除申請書をNHKかながわ西営業センターに送付します。後日、NHKで免除事由を確認のうえ免除受理通知書を送付します。また、免除基準を満たさない場合はNHKからお知らせがあります。

※NHKのホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力することで、免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せることが可能です。

スポーツ・レクリエーション

①厚木市障がい者体育大会

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

毎年秋に、市内に居住する障がい者の方を対象に、体力の増進と相互の親睦を図るために開催します。

②神奈川県障害者スポーツ大会

問 公益財団法人神奈川県身体障害者連合会
☎ 045-311-8736 / FAX 045-316-6860
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課健康・
パラスポーツ推進室 ☎ 045-285-0798

障がい者のスポーツを奨励し、健康の維持・体力の増進を図るため神奈川県障害者スポーツ大会が開催されます。また、本大会は、全国障害者スポーツ大会への選手派遣の選考を兼ねます。

③神奈川県精神障害者スポーツ大会

神奈川県内の精神障がい者にスポーツ活動の場を提供するとともに、精神障がい者の社会参加および自立を促進するため、神奈川県精神障害者スポーツ大会が開催されます。

④全国障害者スポーツ大会

障がい者が、スポーツを通じて社会参加を図り、多くの人々との交流により障がい者に対する社会の理解を深める大会です。平成13年度から、身体障がい者の部と知的障がい者の部が同時に開催されており、陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等の競技や、さまざまな交流イベントが開催されます。

⑤神奈川県福祉バス「ともしび号」

問 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害福祉課社会参加推進グループ
☎ 045-210-4709 / FAX 045-201-2051

内容

障がい児・者が、レクリエーション等(研修会・社会見学・スポーツ)の団体活動に出かける時に利用できる車いす昇降リフト付大型バスを運行します。1団体1年度2日まで利用できます。

利用できる方

利用者のうち、障がい児・者が3分の1以上で20名から50名(増便バスはバスの定員内)までのグループ(横浜市・川崎市・相模原市を除く)

申込窓口

神奈中観光(株)福祉バス係
〒194-0004 町田市鶴間7-6-22
(☎ 042-706-4990 / FAX 042-788-2651)

申込方法

利用日の3か月前の同日から電話またはFAXで申込みが必要。また、空きがある場合は利用日の10日前までは受付可能。利用多数の場合は抽選となります。

月～金曜日(午前10時～正午)

※申込初日が休日等の場合は直後の平日

利用料金

無料。ただし、有料道路通行料、駐車料、乗務員の宿泊料等は利用者負担。

⑥障害者更生センター等

障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できる宿泊施設があります。

名称	所在地	電話	FAX
横浜 あゆみ荘	〒224-0062 神奈川県横浜市都 筑区葛が谷2-3	045- 941-8383	045- 941-3045
埼玉県 伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市富戸 字先原1317-89	0557- 51-1504	0557- 51-3436
浜坂温泉 保養荘	〒669-6702 兵庫県美方郡新温 泉町浜坂775	0796- 82-3645	0796- 82-3647
しあわせの 村	〒651-1106 兵庫県神戸市北区 しあわせの村1-1	078- 743-8000	078- 743-8180
道後 友輪荘	〒790-0843 愛媛県松山市道後 町2-12-11	089- 925-2013	089- 925-2086

※ 宿泊費用等については各施設にお問い合わせください。

その他

① 郵便等による不在者投票(郵便投票)

問 厚木市選挙管理委員会
☎ 225-2490 / FAX 225-5409

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

対象

身体に障がい等があり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、次の①または②に当てはまる方

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険者証の交付を受け、自ら投票用紙に記入できる方

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

- ② 上表に該当し、自書できない方(次の表に当てはまる場合は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。)

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

内容

投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添えて厚木市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。厚木市選挙管理委員会から投票用紙を郵送しますので、投票用紙が届いたら、候補者名等を自書し(代理記載人の許可を受けている方は代理記載可)、厚木市選挙管理委員会あてに郵送してください。

※ 事前に厚木市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。申請方法は、〔郵便等投票証明書交付申請書〕を選挙管理委員会から直接または郵送でお受け取りいただき、必要事項をご記入の上、本人または代理の方が、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかと併せて選挙管理委員会に提出してください。なお、提出の際に、来庁が難しい場合は選挙管理委員会にご相談ください。

② 選挙の際の代理投票・点字投票

問 厚木市選挙管理委員会
☎ 225-2490 / FAX 225-5409

内容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。視覚障がいのある方は、投票所にある点字器を使用し、点字投票をすることができます。また、投票用紙に自筆したいが記入する枠がよく見えない等不安な方は、投票用紙の記入する枠が分かりやすくなる投票用紙記入補助具を貸し出します。

③ 聴覚・音声言語障がい者用

110番アプリシステム

問 警察庁ホームページ

内容

神奈川県警察では、言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭ったとき、警察に通報できるよう、警察庁が開発した110番アプリシステムを運用しています。

このシステムは、スマートフォン等を使用して警察官と文字による会話をしながら110番通報を行うものです。

- スマートフォンの場合…「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。
- フィーチャーフォン(ガラケー)の場合…「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

④ 聴覚・音声言語障がい者用

「FAX110番」通報システム

送先 FAX 0120-110221(フリーダイヤル)

または FAX 045-211-0110(有料)

内容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に必要事項を紙面にし、FAX送信して警察に通報するシステムです。

通報時には、次の項目に従ってFAX通報用紙を作成します。

- いつ?(何時ころ・何分くらい前 等)
 どこ?(〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇マンション・目標物 等)
 なにが?(空き巣・人身事故 等)
 通報者の住所・氏名・年齢・FAX番号 等

⑤聴覚・音声言語障がい者用 「NET119」緊急通報システム

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 /
FAX 224-0229
消防本部 指令課 ☎ 221-2331 /
FAX 224-5370

対象

聴覚・音声言語障がい者

内容

音声による119番通報が困難な聴覚または音声・言語に障がいのある方が、GPS機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。なお、ご利用するには事前の登録が必要です。

必要なもの

インターネット・メールが可能な携帯電話またはスマートフォン

⑥聴覚・音声言語障がい者用 FAX「119」番通報

送先 消防本部 FAX 119

内容

音声による119番通報が困難な聴覚または音声・言語に障がいのある方が、書面によるFAX119番通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。また、何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できます。

送信時には、次の項目に従ってFAX通報用紙を作成します。

通報者の氏名・住所・FAX番号
どこで？(厚木市〇〇町〇〇番地〇〇マンション・
目標物 等)
救急(病気・けが)？ 火災？ 救助？

- ・救急の場合
どうしましたか？ 病気・けが
だれですか？ 本人・家族・他の人
性別と年齢は？ 男・女（ 才）
意識は？ ある・なし
痛いところは？ 頭・顔・胸・腹・
手・足
出血は？ 多量・少量・なし
かかりつけの病院は？ ある・なし
ある場合は 病院名（ ）
- ・火災の場合
どこが燃えていますか？ 自宅・近所の家・
公園

⑦点字広報・音声広報の配布

問 点字広報は厚木市点訳赤十字奉仕団、
音声広報は厚木市録音赤十字奉仕団
(厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター)
☎ 225-2789 / FAX 222-7440

内容

目の不自由な方へ、点字やCDで広報あつぎの配布を行っています。

⑧点字・点訳サービス

問 厚木市点訳赤十字奉仕団
(厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター)
☎ 225-2789 / FAX 222-7440

内容

目の不自由な方へ、点訳図書の製作と貸し出し、点字雑誌の提供、手紙などの点訳(プライベートサービス)を行っています。

⑨点字指導

問 厚木市点訳赤十字奉仕団
(厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター)
☎ 225-2789 / FAX 222-7440

内容

目の不自由な方に点字の指導を行っています。

⑩音声訳サービス

問 厚木市録音赤十字奉仕団
(厚木市社会福祉協議会ボランティアセンター)
☎ 225-2789 / FAX 222-7440

内容

目の不自由な方へ、ベストセラー本などの録音、パンフレットや取扱説明書などのプライベート・リーディング・サービスをCDで行っています。また、対面朗読も行っています。

⑪図書館利用サービス

問 中央図書館 ☎ 223-0033 / FAX 223-3183

内容

目の不自由な方への図書館所蔵図書の対面朗読サービス(持参図書も可)や、所蔵録音図書(点字図書館からの取り寄せを含む)の郵送サービス・身体の不自由な方への所蔵図書(取り寄せ図書を含む)の郵送サービス等各種サービスを行っています。

⑫介護マークの配布

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

内容

高齢者や障がい者の介護は、周囲の人から見ると介護をしていることが判断しにくく、誤解や偏見がもたれやすいことから、介護をする方、される方をあたたかく見守ることができるよう、周囲に介護中であることを伝える携帯用「介護マーク」を介護福祉課、障がい福祉課および地区市民センターで配布しています。



⑬救急医療情報セットの配布

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

万一の際、迅速かつ適切な救命活動につながることで、障がい者等の安心と安全の確保を図ります。

対象

必要とする方

内容

救急車を要請した際、救急隊員や医療機関等が医療情報を活用することにより、迅速かつ適切に処置を受けることができるよう、持病および薬剤情報等の救急時に必要な情報を管理する「救急医療情報セット」を希望者に無償で配布し、冷蔵庫の外にマグネットなどでとめて保管します。

障がい福祉課、福祉総合支援課、保健福祉センターおよび地区市民センターなどで配布しています。

⑭ニュー福祉定期貯金

問 お近くのゆうちょ銀行窓口(貯金関係)

平日 午前9時～午後4時

内容

次に掲げる年金や国の手当を受給されている方は、1年の定期郵便貯金に優遇利率が適用されます。

※ 預入れ限度額300万円(障がい者マル優が利用できる場合があります)。

利用できる方

障害基礎年金等の年金の受給者および特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当等国の手当の受給者等

※ 詳しくはゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。

⑮障がい者等のマル優

(少額預金等の利子非課税)

問 各金融機関・証券会社等

内容

預貯金、公債のそれぞれ元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

対象

- ・身体障害者手帳を交付されている方
- ・療育手帳を交付されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方
- ・その他各種法律における障害年金を受給されている方等

※ 詳しくは、各金融機関・証券会社等にお問い合わせください。

⑯携帯電話基本使用料等割引

問 各携帯電話会社の営業窓口

内容

基本使用料等が割引になるサービスがあります。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ 詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

⑰青い鳥郵便はがきの無償配付

問 日本郵便株式会社厚木郵便局ナビダイヤル

☎ 0570-943-099

日本郵便株式会社では、毎年4～5月に身体障がい者・知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきを入れ、無償配付しています。

対象

身体障害者手帳の1・2級または療育手帳のA1・A2を交付されている方

内容

1人につき、次の①または②のいずれか一券種20枚を無償配付

- ① 通常はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
- ② 通常はがき胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

※ 配付を希望される方は、お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入し申し出ることが必要です。

災害発生時の対策

◎厚木市の災害時要配慮者を支える防災への取組

市では、災害発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者に対する避難支援を行うため、安否確認を行うなど、緊密な連絡体制を確立し、医療・保健福祉等の情報提供システムを整備するとともに、迅速かつ的確な対応を行うための防災組織の強化を図っています。

I 避難情報発令時の対策

迅速かつ的確な避難行動ができるよう、避難行動要支援者に対しては、原則として自主防災隊等による支援が行われるほか、聴覚障がい者に対しては、ファクシミリ等で避難情報の内容を速やかに情報提供します。

さらに、ファクシミリ等による連絡がとれない場合には、民生委員や近隣住民の協力を得るなどの方法により、避難の有無を把握するとともに、必要に応じて、速やかに避難所まで避難誘導します。

II 発災直後における対策

発災直後の避難行動要支援者の救出及び避難誘導については、原則として地域住民や自主防災隊等の協力により行われます。また、避難行動要支援者の安否確認を継続的に行うとともに、避難所における要配慮者のニーズを把握し、必要な福祉サービス等を提供するための実態調査を行います。

III 発災数日後からの対策

避難所における良好な生活環境を確保するため、要配慮者一人一人の現況とニーズにあった利用しやすい避難所が求められます。

自宅での生活が困難な場合は、原則として指定避難所を利用することになりますが、避難所生活に支障のある方は、本人および家族の意向を踏まえ、市が協定を締結している社会福祉施設等の緊急受入れ施設に避難できるよう、協定施設と速やかな連絡調整を行います。

自宅で生活する要配慮者に対しては、生活が困難にならないよう、情報を的確に伝達するとともに、必要な物資や福祉サービス等の提供を行います。

障がい児・者の方の飲み薬については、災害時等における医薬品等の調達に関する協定に基づき、必要に応じて厚木薬剤師会等へ要請するほか、各家庭でも食料や薬の備蓄と併せて、普段飲んでいいる飲み薬の名称が分かるお薬手帳やそのコピーなどの準備をお願いしています。

①避難行動要支援者避難支援計画

問 介護福祉課 ☎ 225-2391 / FAX 224-4599

対象

①要介護認定(3～5)を受けている方、②下肢または体幹機能障がい(1級・2級)の方、③視覚障がい(1級・2級)の方、④療育手帳(A1・A2)をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方、⑤精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方、⑥小児慢性特定疾病医療費(重度認定)を受給している方、⑦上記以外で自主防災隊、民生委員・児童委員等が支援の必要性を認め、本人等が同意した方
※いずれも在宅の方を対象とします。

内容

市が、災害対策基本法に基づき、災害時等に避難支援が必要となる方の名簿を作成し、名簿の対象となった御本人に個人情報避難支援等関係者に提供することについて同意・不同意の意思確認をします。同意が得られた方の名簿は、避難支援等関係者に平常時から事前提供し、災害時のほか、平常時の日頃の見守り活動等に活用します。

②災害用ベストの配布

問 障がい福祉課 ☎ 225-2221 / FAX 224-0229

対象

災害時にベストが必要な聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、視覚障がい者および要支援者

内容

災害発生時、避難を容易にし、情報伝達が図られるようにするため、障がい者が着用するベストを配布します。

③災害時等における 蓄便袋・蓄尿袋の保管

問 障がい福祉課 ☎ 225-2254 / FAX 224-0229

対象

人工肛門、人工膀胱保有者

内容

地震等の災害時に備えて、各自で所有する蓄便袋、蓄尿袋を公民館で保管します。

④ 広域避難場所・

指定緊急避難場所・指定避難所

市は、広域避難場所を3箇所、指定緊急避難場所を143箇所、指定避難所を47箇所指定しています。

① 広域避難場所	火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所
② 指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため緊急的(短期間)に避難する施設または場所
③ 指定避難所	災害の危険があり避難した住民等や、災害により住居に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設

1 広域避難場所一覧

№	名称	所在地	電話番号
1	ぼうさいの丘公園 (東京農業大学農学部 厚木キャンパスを含む)	温水783-1	270-1035
2	本厚木カンツリークラブ (厚木東高等学校、厚木商 業高等学校を含む)	飯山1700	241-4111
3	荻野運動公園	中荻野1500	225-2900

2 指定緊急避難場所一覧

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3階以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
1	厚木北公民館	元町9-4	223-3147	2F	○	○
2	厚木南公民館	旭町2-4-18	228-0582	2F	○	○
3	依知北公民館	上依知1313-1	225-2563	○	○	○
4	依知南公民館	下依知3-1-7	245-0436	○	○	○
5	睦合北公民館	三田2735-1	241-1310	2F	○	○
6	睦合南公民館	妻田北1-18-33	223-3774	2F	○	○
7	睦合西公民館	及川667	243-5355	2F	○	○
8	荻野公民館	中荻野594-1	241-1030	○	○	○
9	荻野公民館 上荻野分館	上荻野1925-1	242-5330	○	○	○
10	小鮎公民館	飯山南1-46-5	241-1265	○	○	○
11	南毛利公民館	温水西1-17-1	248-4309	○	○	○
12	愛甲公民館	愛甲西1-17-1	247-1434	-	○	○
13	玉川公民館	七沢175-6	248-0006	○	○	○
14	森の里公民館	森の里1-31-1	250-5262	○	○	○
15	相川公民館	下津古久703-2	228-3246	2F	○	○
16	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘2-2-1	221-7556	○	○	○
17	厚木北児童館	寿町3-15-26	224-6580	-	○	○
18	厚木南児童館	旭町5-16-1	228-6193	-	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
19	吾妻町児童館	吾妻町1-22	223-7406	-	○	○
20	ひまわり児童館	南町11-11	228-0484	2F	○	○
21	上依知児童館	上依知2722-3	245-6401	-	○	○
22	藤塚児童館	上依知1334-7	245-5613	○	○	○
23	山際児童館	山際180	245-3620	○	○	○
24	中依知児童館	中依知479-1	246-1600	○	○	○
25	下川入児童館	下川入1424	246-2508	-	○	○
26	三田児童館	三田2722	241-5458	○	-	○
27	及川児童館	及川496-1	241-5456	○	○	○
28	金田児童館	金田775-10	222-3352	-	○	○
29	王子児童館	王子3-3-1	224-0758	○	○	○
30	妻田児童館	妻田西1-17-33	225-1799	-	○	○
31	妻田東児童館	妻田東1-19-14	225-5660	-	○	○
32	荻野児童館	上荻野6287-1	241-9876	○	○	○
33	上荻野児童館	上荻野3643	241-5459	-	○	○
34	まつかげ台児童館	まつかげ台9-15	241-1420	○	-	○
35	荻野新宿児童館	下荻野1253-5	241-5457	○	○	○
36	鳶尾児童館	鳶尾3-2-11	241-4265	○	-	○
37	飯山中部児童館	飯山1115-4	241-5455	○	○	○
38	古松台児童館	飯山南5-37-6	242-0503	○	○	○
39	下古沢児童館	下古沢257-1	247-4402	○	○	○
40	宮の里児童館	宮の里1-2-10	242-2869	○	-	○
41	戸室児童館	戸室1-15-12	224-0754	2F	○	○
42	温水・恩名児童館	温水617-1	248-3589	-	○	○
43	浅間山児童館	温水1908-1	248-4832	○	○	○
44	愛甲原児童館	愛甲西2-15-1	248-1596	○	○	○
45	毛利台児童館	毛利台2-2-13	247-4401	○	○	○
46	七沢児童館	七沢1330-5	247-3294	○	○	○
47	小野児童館	小野2287	248-4835	-	○	○
48	上戸田児童館	戸田588-3	228-6190	-	○	○
49	中戸田児童館	戸田1061-2	229-0452	-	○	○
50	上落合児童館	上落合562	229-0690	○	○	○
51	緑ヶ丘児童館	緑ヶ丘2-2-1	223-4808	○	○	○
52	森の里児童館	森の里1-31-1	250-5312	○	○	○
53	愛甲児童館	愛甲3-23-1	250-5451	○	○	○
54	岡田児童館	岡田5-9-1	229-6336	-	○	○
55	上依知老人憩の家	上依知2846	245-1026	○	○	○
56	藤塚老人憩の家	上依知1383-1	245-0493	○	○	○
57	山際老人憩の家	山際649-26	245-2281	○	○	○
58	山際南部老人憩の家	山際180	245-5155	○	○	○
59	長坂老人憩の家	関口304	245-6403	○	○	○
60	関口老人憩の家	関口501-1	245-6402	○	○	○
61	下依知老人憩の家	下依知2-30-3	245-1609	○	○	○
62	金田老人憩の家	金田172-1	225-1566	○	○	○
63	金田東老人憩の家	金田775-10	222-3352	-	○	○
64	下川入老人憩の家	下川入1366-3	245-6404	-	○	○
65	及川老人憩の家	及川496-1	242-0515	○	○	○
66	妻田西老人憩の家	妻田西3-15-8	221-2870	-	○	○
67	林老人憩の家	林3-7-15	224-0825	○	○	○
68	妻田東老人憩の家	妻田東1-19-14	225-5510	-	○	○
69	荻野久保老人憩の家	上荻野5647-1	291-2067	-	○	○
70	宮本老人憩の家	上荻野5451-1	241-6446	○	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土流	地震
71	鳶尾老人憩の家	鳶尾3-2-11	241-4267	○	-	○
72	荻野新宿老人憩の家	下荻野1253-5	241-3666	○	○	○
73	尼寺老人憩の家	飯山4742	242-0109	○	-	○
74	日枝老人憩の家	飯山4291-2	241-0116	-	○	○
75	千頭老人憩の家	飯山592	241-6479	-	○	○
76	上古沢老人憩の家	上古沢1343-2	248-2053	○	○	○
77	下古沢老人憩の家	下古沢658	248-2056	○	○	○
78	戸室老人憩の家	戸室2-10-13	222-9792	○	○	○
79	愛名老人憩の家	愛名52-1	247-4498	-	-	○
80	温水老人憩の家	温水1906	248-2031	○	○	○
81	温水・恩名老人憩の家	温水617-1		-	○	○
82	長谷老人憩の家	長谷1182-11	248-2074	○	○	○
83	船子老人憩の家	船子1578-1	248-1104	○	○	○
84	片平老人憩の家	愛甲東3-19-13	228-5393	○	○	○
85	七沢老人憩の家	七沢1507-3	248-2054	○	○	○
86	岡津古久老人憩の家	岡津古久878-1	248-2055	○	○	○
87	岡田老人憩の家	岡田5-9-1		-	○	○
88	酒井老人憩の家	酒井2142-1	229-5989	-	○	○
89	上落合老人憩の家	上落合560-2	229-2145	○	○	○
90	下沖老人憩の家	戸田669	228-9791	-	○	○
91	中戸田老人憩の家	戸田1406-2	229-1583	○	○	○
92	緑ヶ丘老人憩の家	緑ヶ丘5-8-15	225-0682	○	○	○
93	愛甲老人憩の家	愛甲3-23-1		○	○	○
94	厚木南老人憩の家	岡田1-13-12	229-1181	2F	○	○
95	三田老人憩の家	三田南3-26-31	291-1510	○	○	○
96	毛利台老人憩の家	毛利台2-2-13		○	○	○
97	厚木小学校	寿町3-15-34	221-2017	2F	○	○
98	厚木中学校	水引1-1-3	221-3227	2F	○	○
99	厚木第二小学校	旭町5-38-1	228-0690	2F	○	○
100	北小学校	山際658	245-1137	○	○	○
101	依知小学校	関口872-1	245-4611	○	○	○
102	依知南小学校	下依知2-7-1	245-1166	○	○	○
103	あつぎ郷土博物館	下川入1366-4	225-2515	-	○	○
104	神奈川工科大学	下荻野1030	291-3250	○	○	○
105	三田小学校	三田515	241-1040	○	○	○
106	睦合中学校	三田3-1-1	241-1450	○	○	○
107	鳶尾小学校	鳶尾2-12-1	241-7312	○	○	○
108	荻野中学校	鳶尾5-1-1	241-1710	○	○	○
109	荻野小学校	上荻野8	241-1454	○	○	○
110	清水小学校	妻田西3-18-1	221-4210	○	○	○
111	林中中学校	林5-5-1	224-4933	2F	○	○
112	妻田小学校	妻田南1-14-1	224-5911	3F	○	○
113	戸室小学校	戸室4-4-1	224-7888	○	○	○
114	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1	221-2368	○	○	○
115	小舘小学校	飯山南4-9-1	241-1452	○	○	○
116	小舘中学校	飯山南4-9-2	241-1428	○	○	○
117	厚木高等学校	戸室2-24-1	221-4078	○	○	○
118	南毛利中学校	恩名2-16-1	221-4340	○	○	○
119	厚木清南高等学校	岡田1-12-1	228-2015	2F	○	○
120	相川中学校	酒井1981-1	229-5516	2F	○	○
121	東名中学校	愛甲1809	228-4052	2F	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土流	地震
122	愛甲小学校	愛甲西1-17-1	247-9371	2F	○	○
123	南毛利小学校	長谷1085	248-1679	○	○	○
124	玉川小学校	七沢150-1	248-0015	-	○	○
125	県自然環境保全センター	七沢657	248-0323	○	○	○
126	玉川中学校	小野301-10	248-0329	○	○	○
127	毛利台小学校	毛利台1-23-1	247-9351	○	○	○
128	上荻野小学校	上荻野1429	241-0861	○	○	○
129	飯山小学校	飯山4400	241-2851	○	○	○
130	藤塚中学校	上依知1289	245-3371	○	○	○
131	若宮公園	森の里1-38	247-7989	○	○	○
132	森の里小学校	森の里1-27-1	248-3611	○	○	○
133	森の里中学校	森の里3-35-1	248-0727	○	○	○
134	依知中学校	中依知364	245-1167	○	○	○
135	戸田小学校	戸田545	228-9805	2F	○	○
136	睦合東中学校	三田3472	221-5956	2F	○	○
137	相川小学校	岡田5-10-1	228-2610	-	○	○
138	厚木中央公園	寿町3-2	225-2412	-	○	○
139	上依知小学校	上依知1657	246-2884	○	○	○
140	荻野運動公園	中荻野1500	225-2900	○	○	○
141	及川球技場	及川1-17-1	242-3060	-	○	○
142	ぼうさいの丘公園	温水783-1	270-1035	○	○	○
143	厚木王子高等学校	王子1-1-1	221-3158	○	○	○

3 指定避難所一覧

番号	名称	所在地	電話番号
1	厚木小学校	寿町3-15-34	221-2017
2	厚木中学校	水引1-1-3	221-3227
3	厚木第二小学校	旭町5-38-1	228-0690
4	北小学校	山際658	245-1137
5	依知小学校	関口872-1	245-4611
6	依知南小学校	下依知2-7-1	245-1166
7	あつぎ郷土博物館	下川入1366-4	225-2515
8	神奈川工科大学	下荻野1030	291-3250
9	三田小学校	三田515	241-1040
10	睦合中学校	三田3-1-1	241-1450
11	鳶尾小学校	鳶尾2-12-1	241-7312
12	荻野中学校	鳶尾5-1-1	241-1710
13	荻野小学校	上荻野8	241-1454
14	清水小学校	妻田西3-18-1	221-4210
15	林中中学校	林5-5-1	224-4933
16	妻田小学校	妻田南1-14-1	224-5911
17	戸室小学校	戸室4-4-1	224-7888
18	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1	221-2368

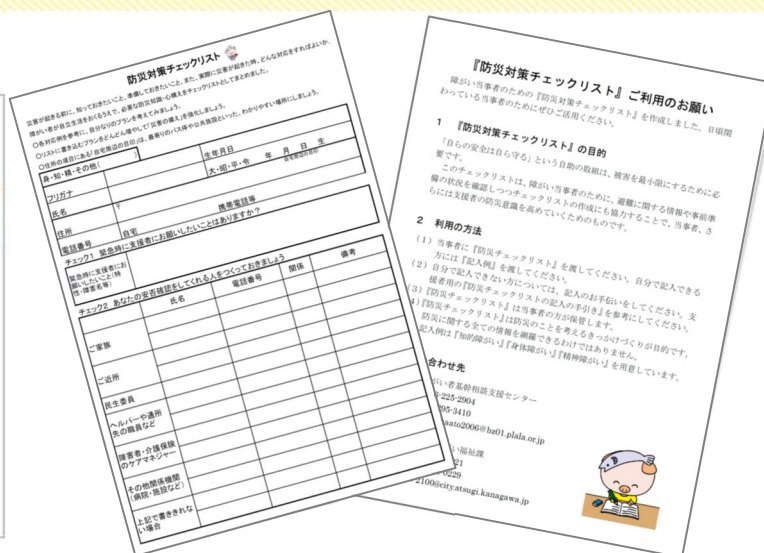
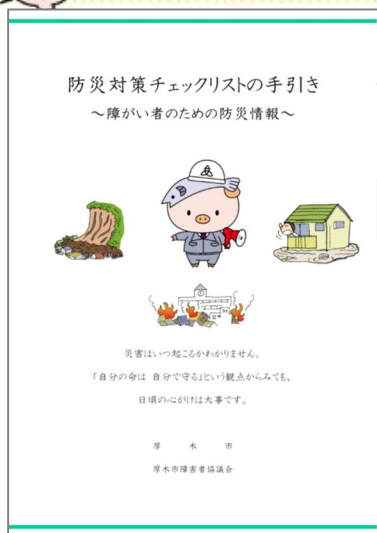
番号	名称	所在地	電話番号
19	小鮎小学校	飯山南4-9-1	241-1452
20	小鮎中学校	飯山南4-9-2	241-1428
21	厚木高等学校	戸室2-24-1	221-4078
22	南毛利中学校	恩名2-16-1	221-4340
23	厚木清南高等学校	岡田1-12-1	228-2015
24	相川中学校	酒井1981-1	229-5516
25	東名中学校	愛甲1809	228-4052
26	愛甲小学校	愛甲西1-17-1	247-9371
27	南毛利小学校	長谷1085	248-1679
28	玉川小学校	七沢150-1	248-0015
29	県自然環境保全センター	七沢657	248-0321
30	玉川中学校	小野301-10	248-0329
31	毛利台小学校	毛利台1-23-1	247-9351
32	上荻野小学校	上荻野1429	241-0861
33	飯山小学校	飯山4400	241-2851
34	藤塚中学校	上依知1289	245-3371
35	若宮公園	森の里1丁目地内	225-2410
36	森の里小学校	森の里1-27-1	248-3611
37	森の里中学校	森の里3-35-1	248-0727
38	依知中学校	中依知364	245-1167
39	戸田小学校	戸田545	228-9805
40	睦合東中学校	三田3472	221-5956
41	相川小学校	岡田5-10-1	228-2610
42	厚木中央公園	寿町3-2-1	
43	上依知小学校	上依知1657	246-2884
44	荻野運動公園	中荻野1500	225-2900
45	及川球技場	及川1-17-1	242-3060
46	ぼうさいの丘公園	温水783-1	270-1035
47	厚木王子高等学校	王子1-1-1	221-3158

⑤災害時等における要支援者等の緊急 受入れ施設

番号	名称	所在地	電話番号
1	厚木精華園	上荻野4835-1	291-0780
2	野百合園	上荻野5160	241-7220
3	紅梅学園	上荻野5303	241-1621
4	愛名やまゆり園	愛名1000	247-0621
5	七沢学園	七沢516	249-2111
6	すぎな会愛育寮	小野2136	247-0311
7	愛の森学園	森の里青山14-2	248-5211
8	特別養護老人ホーム 甘露苑	山際1350-1	246-0158
9	特別養護老人ホーム 睦合ホームやすらぎ	下川入1296	245-8312
10	特別養護老人ホーム 睦合ホームすこやか	下川入1321	244-2311
11	特別養護老人ホーム けいわ荘	下荻野2117-2	241-7771
12	特別養護老人ホーム グランモールさくら及川	及川793	243-6230
13	特別養護老人ホーム 第二森の里	飯山3425	248-3888
14	高齢者総合 福祉サービスセンター 森の里	下古沢193	248-8080
15	特別養護老人ホーム はなの家とむろ	戸室5-9-15	225-8787
16	特別養護老人ホーム メイサムホール	愛甲2208-1	220-1165
17	特別養護老人ホーム メイサムフレール	愛甲2193-1	280-6185
18	特別養護老人ホーム 玉川グリーンホーム	小野734-2	248-7778
19	特別養護老人ホーム きみどり	戸室1-26-11	204-6961
20	特別養護老人ホーム あつぎポポロ	東町7-2-2	297-7330
21	介護老人保健施設 コミュニティケア北部	下荻野941-1	291-2111
22	介護老人保健施設 さくらサテライト	上古沢1702	250-0055
23	介護老人保健施設 さくら	上古沢1915	250-0600
24	介護老人保健施設 ぬるみず	温水1845-1	248-2871
25	介護老人保健施設 さつきの里あつぎ	船子322-1	227-1188
26	介護老人保健施設 こまち	小野763-1	247-1239
27	介護老人保健施設 リハビリケア湘南厚木	戸田2446-15	230-5111
28	介護老人保健施設 ケアセンター上依知	上依知418-1	281-8640

※上記施設は、要支援者等のうち避難所での生活が困難な、特に支援が必要な方を受け入れる施設になります。

障がい者のための 防災情報パンフレット



災害時に障がい児・者への支援の留意点をまとめたパンフレットと障がい児・者のための防災対策チェックリストを作成しました。

この防災対策チェックリストは、ご自身の状況や避難所でより良く過ごすためにご記入いただく内容となっています。

・配布場所

厚木市障がい者基幹相談支援センター・厚木市障がい者相談支援センター・障がい福祉課

※市ホームページからもダウンロード可能です。

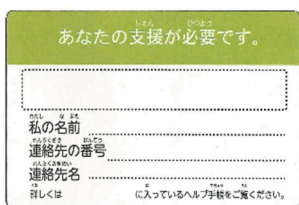
ヘルプカード



ヘルプカード表面



ヘルプカード裏面



障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示するものです。カードには配慮や支援などお願ひしたいことが記載されています。困っている方を見かけたら声をかけ、記載内容に沿って支援をお願ひいたします。

配布場所 障がい福祉課

団体

①障がい者団体

● 厚木市身体障害者福祉協会

電話 ☎ 225-2915 /FAX 225-2915

活動内容

「友愛と互譲の精神並びに相互信頼」を合い言葉に、障がい者に参加しやすいスポーツや行事を選び、障がいの部位に対するリハビリを兼ね、心身の健康増進を目標に諸活動を展開しています。

行事等

卓球、フライングディスク、手芸教室、七宝焼き教室、教養教室、会員研修旅行、体育大会、歩行訓練会、文化祭等

会報 「ふれあい」の発行

● 厚木市手をつなぐ育成会

活動内容

厚木市に在住する知的障がい児・者の方々が、地域社会の中で人権が守られ、人として生き生きと暮らせる環境づくりに、会員がともに励ましあいながら障がい者福祉を推進することを目的としています。

行事等

会員の研修のための勉強会、見学会、研修会、親睦会、体育大会参加、共同募金・街頭募金協力、成人を祝う会、スポーツ教室、プール、バス旅行、クリスマス会、新年会、ボウリング等

会報 「つばさ」の発行

ホームページ <https://atsugi-tewo279.org/>

● 厚木市自閉症児・者親の会

活動内容

未だに誤解されることの多い自閉症スペクトラムですが、家族はもちろん周囲の適切な関わりがあれば、望ましい成長発達につながります。自閉症の人たちが、この厚木市で安心してその人らしく暮らしていける世の中になるよう、厚木市在住の保護者を中心に、会員間の情報交換、啓発活動等、さまざまな活動をしています。

行事等

定例会、国・県・市行政への要望書作成提出、余暇活動(体操教室、団体プール利用、ボウリング大会、芋掘り、クリスマス会、新成人を祝う会等)

会報 「厚木やまびこ」の発行

ホームページ <https://atsugiyamabiko.wixsite.com/>

● 厚木市視覚障害者協会

活動内容

視覚障がい者の福祉の増進と社会参加の充実、会員同士の親睦を深め、生き甲斐作りの活動を展開しています。

行事等

点字講習会、サウンドテーブルテニス、会員日帰り研修、行政との話し合い等

会報 「厚視協だより」の発行

● 厚木市聴覚障がい者協会

活動内容

聴覚障がい者の会員同士の親睦を深めるとともに、会員と共に社会で活躍できるよう、また、障がい者福祉の推進を目的として、活動を展開しています。

行事等

ハイキング等交流会、講演会、懇談会、研修視察、県関係機関会議への出席等

会報 「厚聴会」を年4回発行

● 精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」

活動内容

精神障がい者の家族が集まり、病気や福祉サービスのことを学びあいながら、互いに支えあい、当事者や家族にとって住みよい地域社会づくりの活動をしています。

行事等

定例会、講演会、関係機関の研修会への参加、施設見学、レクリエーション、新年会

会報 「フレッシュ厚木」を毎月発行

②障がい者ボランティア団体

● 厚木市点訳赤十字奉仕団

活動内容

視覚障がい者の方々に点字による文字情報を提供しています。

事業等

広報あつぎ・市議会だより・社協あつぎ・保健センター情報満載号・ぶんか情報館・図書館だよりの点訳、点字雑誌の発行、プライベート点訳、視覚障がい者への点字指導、福祉教育点字体験資料提供、視覚障がい者との交流行事(読者との懇親会)等

● 厚木市録音赤十字奉仕団

活動内容

視覚障がい者の方々に、さまざまな文字情報をCDに録音して提供しています。

事業等

広報あつぎ・市議会だより・社協あつぎ・視覚障がい者との交流誌等の発行、プライベートリーディングサービス、対面朗読、視覚障がい者との交流行事(読者との懇談会)等

● 厚木市誘導赤十字奉仕団

活動内容

視覚障がい者の外出時の誘導をしています。また、視覚障がい者との交流事業や小中学校・団体での誘導体験学習の協力もしています。

事業等

誘導・介助(サウンドテーブルテニス他)、福祉教育誘導体験講師派遣、視覚障がい者との交流行事(歩こう会)、献血PR活動等

● 厚木市手話サークル「あゆの会」

活動内容

手話技術の習得と聴覚障がい者の理解を推進し、手話を通して聴覚障がい者と共に歩むサークルとして積極的にボランティア活動を行っています。

事業等

定例会(手話学習)、手話普及活動(夏休み親子手話教室、小中学校等手話教室、手話入門講座等)、厚木市聴覚障がい者協会との合同行事(講演会、懇談会、ハイキング等)

● あつぎ文字通訳「道」

活動内容

きこえに不便を感じている人に文字で情報を伝える(文字通訳)活動をしているボランティアサークルです。

事業等

文字通訳による情報支援と、知識や技術の学習。聴覚障がいに関する講座やきこえを補う機器等の体験会を開催。

文字通訳を利用する人同士が参加できる行事を企画して交流と文字通訳による支援を行っている。

● 厚木障害者 PC サポートクラブ

活動内容

視覚障がい者の方々がパソコンを利用した情報収集やコミュニケーション方法を学ぶためのお手伝いをしているボランティアです。

事業等

定例パソコンサポートクラブの開催(パソコン操作の習得支援等)やパソコンスキルアップのための自主勉強会及びサポーター養成のための研修会の開催。

関係機関・施設等一覧表

①関係機関

名称	所在地	電話
厚木市福祉事務所	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎	046-225-2200(代)
厚木市保健福祉センター	〒243-0018 厚木市中町1-4-1	046-225-2525
厚木市社会福祉協議会	〒243-0018 厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター内	046-225-2947(代)
神奈川県厚木児童相談所	〒243-0004 厚木市水引2-11-7	046-240-6430
神奈川県厚木保健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎内	046-224-1111(代)
神奈川県厚木県税事務所	〒243-8522 厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎内	046-224-1111(代)
厚木警察署	〒243-0004 厚木市水引1-11-10	046-223-0110
厚木税務署	〒243-8577 厚木市水引1-10-7	046-221-3261(代)
厚木公共職業安定所 (ハローワーク厚木)	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10	046-296-8609
日本年金機構厚木年金事務所	〒243-8688 厚木市栄町1-10-3	046-223-7171
神奈川県立総合療育相談センター	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	0466-84-5700(代)
神奈川県精神保健福祉センター	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822(代)

②特別支援学校(県立)

種類	学校名	所在地	電話
視覚障がい教育	平塚盲学校	〒254-0047 平塚市追分10-1	0463-31-0948
聴覚障がい教育	平塚ろう学校	〒254-0074 平塚市大原2-1	0463-32-0129
肢体不自由教育	座間支援学校	〒252-0024 座間市入谷2-314-1	046-255-2251
知的障がい教育	伊勢原支援学校	〒259-1116 伊勢原市石田1390	0463-93-7916
	えびな支援学校	〒243-0422 海老名市中新田4-5-1	046-292-5612

③サービス提供事業所

問 障がい福祉課 ☎ 225-2225/FAX 224-0229

サービス提供事業所をお探しの場合は、障がい福祉課までお問い合わせいただくか、下記のホームページをご参照ください。

ホームページ

(1) 介護給付・訓練等給付サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービス、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援の日中活動系サービス、施設入所支援、共同生活援助の居住系サービスを提供する事業所をお探しの場合は、次のホームページをご参照ください。

障害福祉情報サービスかながわ

<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

ワムネット障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

(2) 地域活動支援センター・精神障がい者福祉ホームなどのサービス提供事業所

厚木市ホームページ > 医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害者福祉施設 > 障がい児・者福祉サービス提供事業所について
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/iryo_fukushi/shogaisha/6/13716.html

(3) 児童福祉法にもとづく障害児通所支援提供事業所

障害福祉情報サービスかながわ

<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

共同受注窓口「てとて」



共同受注窓口「てとて」とは、障がい者の就労施設（事業所）へ業務を依頼したい方（企業・団体等）とその依頼に対応できる事業所とのマッチングを行っています。

目的

障がい者の安定的な就労および工賃の確保を図り、障がい者の生活及び経済的な自立に向けた支援を目的としています。

★自主製品★

食料品（お弁当、お惣菜、パン、クッキー、シフォンケーキなど）
小物・雑貨（エコバック、ふきん、メモ帳、アクセサリなど）

★サービス★

役務（清掃、除草、クリーニング、ポスティング、梱包など）
受託加工（組立・加工・印刷・リネン等のたたみ、チラシ折りなど）



この他の自主製品やサービスも受注可能です。
お気軽にご相談ください！



障がい者が作った自主製品がアミュー地下1階あつまるで展示・販売しています。
ぜひ、お越しください。

厚木市障がい者就労施設

共同受注窓口「てとて」

【問合せ】 電話：080-7697-6756
メール：atsugiyodojuchu@gmail.com
ホームページ：https://www.atsugiyodojuchu.com

